

水道工事標準仕様書新旧対照表

備考	改正（令和8年4月）	現行（令和7年4月）
	<p data-bbox="596 743 1264 814">水道工事標準仕様書</p> <p data-bbox="691 926 1169 972">令和8年4月1日改正</p> <p data-bbox="750 1671 1107 1717">神奈川県企業庁</p>	<p data-bbox="1852 743 2519 814">水道工事標準仕様書</p> <p data-bbox="1947 926 2424 972">令和7年4月1日改正</p> <p data-bbox="2006 1671 2362 1717">神奈川県企業庁</p>

水道工事標準仕様書新旧対照表

第1編 共通編 第1章 総則		
備考	改正（令和8年4月）	現行（令和7年4月）
用語の定義について内容を補完	<p><b>1-1-2 用語の定義</b></p> <p><b>1 監督員</b> 監督員とは、契約書第9条に基づき発注者から受注者に通知された監督業務を担当し、契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾または協議、工事の施工ための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した図面の承諾を行い、また、設計図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験又は検査の実施を行う者をいう。</p> <p><b>20 電子納品</b> 電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。納品にあたっては、「電子納品運用ガイドライン」に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-R 又は DVD-R)に格納して2部提出する。なお、協議により電子納品の対象外とした書類は、従来通り紙で納品する。</p>	<p><b>1-1-2 用語の定義</b></p> <p><b>1 監督員</b> 監督員とは、契約書第9条に基づき発注者から受注者に通知された者をいう。</p> <p><b>20 電子納品</b> 電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。</p>
情報共有システムの内容を追加	<p><b>21 情報共有システム</b> 情報共有システムとは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。</p> <p><b>22 書面</b> 書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、手書き、印刷物、情報共有システム等を用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、現場代理人、監理(主任)技術者及び監督員の氏名並びに連絡先(電話番号)を記載したものを有効とする。</p>	<p><b>21 書面</b> 書面とは、手書き、印刷等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、現場代理人、監理(主任)技術者及び監督員の氏名並びに連絡先(電話番号)を記載した場合は、署名又は押印を省略することができる。</p>
項番修正	<b>23 工事写真</b> ～ <b>51 J D P A</b>	<b>22 工事写真</b> ～ <b>50 J D P A</b>
電子データの貸与を追加	<p><b>1-1-3 設計図書の照査等</b></p> <p><b>1 図面原図の貸与</b> 受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与することができる。ただし、標準仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。</p>	<p><b>1-1-3 設計図書の照査等</b></p> <p><b>1 図面原図の貸与</b> 受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、標準仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。</p>
記載内容の修正	<p><b>1-1-4 工程表</b> 受注者は、契約書第3条に規定する工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。</p>	<p><b>工程表</b> 受注者は、契約書第3条に規定する工程表を所定の様式に基づき作成し、監督員を経由して発注者に提出しなければならない。</p>
週休二日の普及に伴う記載の追加	<p><b>1-1-5 施工計画書・施工説明書</b></p> <p><b>1 一般事項</b> ～ 略 ～</p> <p>(1) 施工計画書</p> <p>①工事概要                      ②計画工程表                      ③現場組織表 ④安全管理                      ⑤指定機械(主要機械)              ⑥主要資材 ⑦施工方法(主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む) ⑧施工管理計画                  ⑨緊急時の体制及び対応              ⑩交通管理 ⑪現場作業環境の整備 ⑫再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 ⑬環境配慮事項                  ⑭法定休日・所定休日(週休二日の導入) ⑮その他</p>	<p><b>1-1-5 施工計画書・施工説明書</b></p> <p><b>1 一般事項</b> ～ 略 ～</p> <p>(1) 施工計画書</p> <p>①工事概要                      ②計画工程表                      ③現場組織表 ④安全管理                      ⑤指定機械(主要機械)              ⑥主要資材 ⑦施工方法(主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む) ⑧施工管理計画                  ⑨緊急時の体制及び対応              ⑩交通管理 ⑪現場作業環境の整備 ⑫再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 ⑬環境配慮事項                  ⑭その他</p>

水道工事標準仕様書新旧対照表

備考	改正（令和8年4月）	現行（令和7年4月）
提出書類の改定	<p><b>1-1-6 コリンズ（CORINS）への登録</b></p> <p>受注者は、受注時または変更時において工事請負金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>登録対象は、工事請負金額が500万円以上の全ての工事とし、受注、変更、完成、訂正時にそれぞれ登録するものとする。</p> <p>なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、工事請負金額変更により配置技術者の専任が必要または不要となった場合は変更登録を行うものとする。</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督員にメール送信される。</p> <p>なお、変更時と工事完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</p>	<p><b>1-1-6 CORINSへの登録</b></p> <p>受注者は、受注時または変更時において工事請負金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>登録対象は、工事請負金額が500万円以上の全ての工事とし、受注、変更、完成、訂正時にそれぞれ登録するものとする。</p> <p>なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、工事請負金額変更により配置技術者の専任が必要または不要となった場合は変更登録を行うものとする。</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを速やかに監督員に提出する。なお、土日、祝日を除き変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できる。</p>
全文修正 契約約款との 内容整合	<p><b>1-1-17 支給材料および貸与品</b></p> <p><b>3 支給材料及び貸与品</b></p> <p><b>(1) 支給材料（貸与品）受領書（借用書）</b></p> <p>受注者は、契約書第15条第3項「支給材料又は貸与品の引渡しを受けたとき」の規定に基づき支給材料又は貸与品の引渡しを受けた場合は、支給材料（貸与品）受領書（借用書）を提出しなければならない。</p> <p><b>(2) 支給材料（貸与品）返納書</b></p> <p>受注者は、契約書第15条第9項「不要となった支給材料又は貸与品」の規定に基づき、支給材料又は貸与品の返還を行った場合は、支給材料（貸与品）返納書を提出しなければならない。</p>	<p><b>1-1-17 支給材料および貸与品</b></p> <p><b>3 支給品精算書、支給材料清算書</b></p> <p>受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点）に、支給品精算書を監督員を通じて発注者に提出しなければならない。</p>
記載内容の修正	<p><b>1-1-19 建設副産物</b></p> <p><b>4 再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画</b></p> <p>受注者は、当該工事が建設資材利用及び建設副産物発生・搬出の有無にかかわらず、工事請負代金の額が100万円以上の場合には、資源有効利用促進法に基づき、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書等を含め監督員に提出し、説明しなければならない。なお、建設リサイクル法の対象建設工事においては、契約前に発注者に提出した説明書についても施工計画書を含め監督員に提出しなければならない。また、再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書は、公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。</p> <p><b>5 再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書</b></p> <p>受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、発注者に提出し、報告しなければならない。なお、建設リサイクル法の対象建設工事においては、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは再資源化等報告書についても監督員に提出しなければならない。</p>	<p><b>1-1-19 建設副産物</b></p> <p><b>4 再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画</b></p> <p>受注者は、当該工事が建設資材利用及び建設副産物発生・搬出の有無にかかわらず、工事請負代金の額が100万円以上の場合には、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を所定の様式に従い作成し、施工計画書等を含め監督員に提出しなければならない。なお、建設リサイクル法の対象建設工事においては、契約前に発注者に提出した説明書についても施工計画書等を含め監督員に提出しなければならない。また、再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書は、公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。</p> <p><b>5 再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書</b></p> <p>受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督員に提出しなければならない。なお、建設リサイクル法の対象建設工事においては、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは再資源化等報告書についても監督員に提出しなければならない。また、再資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書は、公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。</p>
システム変更 に伴う内容の 修正	<p><b>6 コブリス・プラス</b></p> <p>受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物、建設発生土を搬入、搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報をコブリス・プラスに入力するものとする。</p> <p>なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に替わるものとし、これによりがたい場合には、監督員と協議しなければならない。受注者は、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。</p>	<p><b>6 建設副産物情報交換システム</b></p> <p>受注者は、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。また、建設副産物実態調査（センサス）についても、対象となる建設副産物の品目について、データを入力し調査票を監督員へ提出すること。なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとする。なお、これによりがたい場合には、監督員と協議しなければならない。</p>

水道工事標準仕様書新旧対照表

備考	改正（令和8年4月）	現行（令和7年4月）
提出書類の修正	<p><b>22 施工完了後に関する事項</b>            対象建設工事においては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）と照合して、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、速やかに次の事項を発注者へ書面（再生資源化等報告書）で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、関係法令に基づき保存すること。</p> <p>①再資源化が完了した年月日            ②再資源化等をした施設の名称及び所在地            ③再資源化等に要した費用</p> <p><b>24 建設廃棄物の種類ごとの留意事項</b>            (1) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊については以下のとおりとする。            ①受注者は、再資源化されたものの利用に努める。            ②これを排出する場合は、「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領（神奈川県県土整備局）」に基づく県の指定工場に搬入する。            ③搬入後はコンクリート塊等搬入完了報告書を作成し完成検査書類として提出する。</p>	<p><b>22 施工完了後に関する事項</b>            (1) 対象建設工事においては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）と照合して、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、速やかに次の事項を発注者へ書面（再生資源化等報告書）で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、関係法令に基づき保存すること。</p> <p>①再資源化が完了した年月日            ②再資源化等をした施設の名称及び所在地            ③再資源化等に要した費用</p> <p>(2) 請負契約金額が100万円以上の工事は建設副産物実態調査の対象であるため、工事完成検査終了後速やかに再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書のデータを電子データで監督員に提出する。</p> <p><b>24 建設廃棄物の種類ごとの留意事項</b>            (1) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊については以下のとおりとする。            ①受注者は、再資源化されたものの利用に努める。            ②これを排出する場合は、「コンクリート塊等の処理および再生骨材に関する事務取扱要領（神奈川県県土整備局）」に基づく県の指定工場に搬入する。            ③搬入に際しては、あらかじめコンクリート塊搬入（変更）証明書を作成し、監督員の承認を得る。            搬入後はコンクリート塊等搬入完了報告書を作成し完成検査書類として提出する。</p>
記載内容の修正	<p><b>1-1-20 数量の算出及び完成図</b>  <b>3 完成図の提出</b>            受注者は、出来形測定の結果及び設計図書等に従って完成図を作成し、監督員に提出しなければならない。            なお、工事完成図は、付編参考資料 P 後編-9「工事完成図作成」を参考に作成すること。</p>	<p><b>1-1-20 数量の算出及び完成図</b>  <b>3 完成図の提出</b>            受注者は、出来形測定の結果及び設計図書等に従って完成図を作成し、監督員に提出しなければならない。            なお、工事完成図は、付編参考資料 P64「工事完成図作成」を参考に作成すること。</p>
記載内容の修正	<p><b>1-1-21 工事完成検査</b>  <b>3 検査日の連絡及び検査準備</b>            発注者は、工事検査に先立って監督員を通じて受注者に対して検査日を連絡するものとする。なお、検査準備は、付編参考資料 P 後編-10「工事完成検査準備」を参考に準備すること。</p>	<p><b>1-1-21 工事完成検査</b>  <b>3 検査日の連絡及び検査準備</b>            発注者は、工事検査に先立って監督員を通じて受注者に対して検査日を連絡するものとする。なお、検査準備は、付編参考資料 P65「工事完成検査準備」を参考に準備すること。</p>
週休二日の普及に伴う記載の追加	<p><b>1-1-22 出来形検査（既済部分検査等）</b>  <b>3 検査内容</b>            検査員は、監督員及び受注者等（受注者または現場代理人のほか主任技術者）の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来形に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。なお、受注者側においては現場代理人が主任技術者等を兼ねている場合でも原則として2名以上で臨場すること。</p> <p>(1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ。            (2) 工事管理状況に関する、書類、記録及び写真等。            (3) 週休二日の履行状況。</p>	<p><b>1-1-22 出来形検査（既済部分検査等）</b>  <b>3 検査内容</b>            検査員は、監督員及び受注者等（受注者または現場代理人のほか主任技術者）の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来形に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。なお、受注者側においては現場代理人が主任技術者等を兼ねている場合でも原則として2名以上で臨場すること。</p> <p>(1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ。            (2) 工事管理状況に関する、書類、記録及び写真等。</p>
ASP の普及に伴う記載の追加  国の改定に伴う追加	<p><b>1-1-25 施工管理</b>  <b>9 工事情報共有化</b>            受注者は、発注者と協議のうえ受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図るものとする。  <b>10. 不具合等発生時の措置</b>            受注者は、工事施工途中で工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。</p>	<p><b>1-1-25 施工管理</b></p>
週休二日の普及に伴う記載の追加	<p><b>1-1-27 週休二日の対応</b>            受注者は、週休二日の取組を実施するものとする。</p>	



水道工事標準仕様書新旧対照表

備考	改正（令和8年4月）	現行（令和7年4月）
適用すべき書 基準との整合	<p><b>1-1-33 環境対策</b></p> <p><b>6 排出ガス対策型建設機械</b></p> <p>受注者は、工事の施工にあたり表1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成29年5月改正法律第41号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第1号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>排出額対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>受注者は、トンネル坑内作業において表1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律規制規則」（令和6年4月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）」に基づき指定されたトンネル工専用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工専用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>トンネル工専用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒鉛浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p><b>9 特定調達品目</b></p> <p>受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（令和3年5月改正法律第36号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）及び「企業庁公共工事グリーン調達基準」で定める特定調達品目の使用を積極的に推進するものとする。</p> <p>また、「企業庁公共工事グリーン調達基準」に定める認定対象品目について、利用可能な時は環境負荷低減効果等を勘案の上、試験的な利用も含め予算の範囲内で、これを積極的に利用するよう努めるものとする。</p> <p><b>10 率先利用認定資材</b></p> <p>受注者は、「企業庁公共工事グリーン調達基準」に定める認定対象品目（別表第7）のうち、設計図書において「率先利用認定資材」とした資材については、「神奈川県県土整備局建設リサイクル認定資材一覧表」の当該率先利用認定資材から利用しなければならない。</p> <p>なお、再生骨材等を利用する場合は、「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領（神奈川県県土整備局）」に基づき、適切に利用しなければならない。</p>	<p><b>1-1-32 環境対策</b></p> <p><b>6 排出ガス対策型建設機械</b></p> <p>受注者は、工事の施工にあたり表1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成29年5月改正法律第41号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>排出額対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>受注者は、トンネル坑内作業において表1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律規制規則」（令和元年6月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号）」に基づき指定されたトンネル工専用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工専用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>トンネル工専用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒鉛浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p><b>9 特定調達品目</b></p> <p>受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成27年9月改正法律第66号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）及び「企業庁公共工事グリーン調達基準」で定める特定調達品目の使用を積極的に推進するものとする。</p> <p><b>10 率先利用認定資材</b></p> <p>受注者は、「企業庁公共工事グリーン調達基準」に定める認定対象品目（別表第7）のうち、設計図書において「率先利用認定資材」とした資材については、「神奈川県県土整備局建設リサイクル認定資材一覧表」の当該率先利用認定資材から利用しなければならない。</p> <p>なお、再生骨材等を利用する場合は、「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」（土木部長通知 昭和63年3月31日）に基づき、適切に利用しなければならない。</p>
項番修正	<p><b>1-1-34 文化財の保護</b></p>	<p><b>1-1-33 文化財の保護</b></p>

水道工事標準仕様書新旧対照表

備考	改正（令和8年4月）	現行（令和7年4月）
<p>項目の追加</p> <p>適用すべき諸基準との整合</p>	<p><b>1-1-35 交通安全管理</b></p> <p><b>2 施工計画書</b> 受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。</p> <p><b>3 輸送災害の防止</b></p> <p><b>4 交通安全等輸送計画</b></p> <p><b>5 交通安全法令の遵守</b> 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和6年7月改正内閣府・国土交通省令第4号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利第37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）」に基づき、安全対策を講じなければならない。</p> <p><b>6 工事用道路使用の責任</b></p> <p><b>7 工事用道路共用時の処置</b></p> <p><b>8 工事用道路使用の維持管理</b> 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。</p> <p><b>9 公衆交通の確保</b></p> <p><b>10 通行許可等</b> 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和6年9月改正政令第272号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和5年6月改正法律第56号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p>	<p><b>1-1-34 交通安全管理</b></p> <p><b>2 輸送災害の防止</b></p> <p><b>3 交通安全等輸送計画</b></p> <p><b>4 交通安全法令の遵守</b> 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成30年12月改正内閣府・国土交通省令第5号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利第37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）」に基づき、安全対策を講じなければならない。</p> <p><b>5 工事用道路使用の責任</b></p> <p><b>6 工事用道路共用時の処置</b></p> <p><b>7 公衆交通の確保</b></p> <p><b>8 通行許可</b> 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和元年9月改正政令第109号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和元年6月改正法律第37号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p>
項番修正	<b>1-1-36 施設管理</b>	<b>1-1-35 施設管理</b>
適用すべき諸基準との整合	<b>1-1-37 諸法令の遵守</b> (25) 漁港及び漁場の整備等に関する法律	<b>1-1-36 諸法令の遵守</b> (25) 漁港漁場整備法
項番修正	<b>1-1-38 官公庁等への手続等</b> <b>1-1-39 施工時期及び施工時間の変更</b>	<b>1-1-37 官公庁等への手続等</b> <b>1-1-38 施工時期及び施工時間の変更</b>
項目追加	<b>1-1-40 工事測量</b> <b>3 仮設標識</b> 受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。 <b>4 工事用測量標の取扱い</b> <b>5 既存杭の保全</b> <b>6 水準測量・水深測量</b>	<b>1-1-39 工事測量</b>  <b>3 工事用測量標の取扱い</b> <b>4 既存杭の保全</b> <b>5 水準測量・水深測量</b>
項番修正	<b>1-1-41 提出書類</b> <b>1-1-42 工事打合簿</b>	<b>1-1-40 提出書類</b> <b>1-1-41 工事打合簿</b>

水道工事標準仕様書新旧対照表

備考	改正（令和8年4月）	現行（令和7年4月）
<p>該当する契約約款の条項を追加</p> <p>警戒水位と同義で使用されている氾濫注意水位を追加</p>	<p><b>1-1-43 不可抗力による損害</b></p> <p><b>1 工事災害の報告</b> 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第30条の規定の適用を受けられる場合には、直ちに<b>契約書第30条第1項に基づく</b>「不可抗力による損害の状況について（第19号様式）」を監督員を通じて発注者に通知しなければならない。</p> <p><b>2 設計図書で定めたもの</b> (4) 河川沿いの施設にあたっては、河川の<b>氾濫注意水位（警戒水位）</b>以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合</p>	<p><b>1-1-42 不可抗力による損害</b></p> <p><b>1 工事災害の報告</b> 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第30条の規定の適用を受けられる場合には、直ちに「不可抗力による損害の状況について（第19号様式）」を監督員を通じて発注者に通知しなければならない。</p> <p><b>2 設計図書で定めたもの</b> (4) 河川沿いの施設にあたっては、河川の<b>警戒水位</b>以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合</p>
<p>適用すべき諸基準との整合</p>	<p><b>1-1-44 特許権等</b></p> <p><b>3 著作権法に規定される著作物</b> 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和6年6月法律第55号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。</p>	<p><b>1-1-43 特許権等</b></p> <p><b>3 著作権法に規定される著作物</b> 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（平成25年法律第84号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。</p>
<p>国の改定に伴い追加</p> <p>実態を踏まえ修正</p>	<p><b>1-1-45 保険の付保及び事故の補償</b></p> <p><b>3 法定外の労災保険の付保</b> 受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。</p> <p><b>4 補償</b> 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。</p> <p><b>5 建設業退職金共済制度の履行</b> 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書（発注者用）の貼り付けを行った建設業退職金共済証紙購入状況報告書（様式2号）を、工事請負契約締結後原則1ヵ月以内に、（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内）発注者に提出しなければならない。また、工事完成時に、速やかに建設業退職金共済関係書類（様式1号）および建設業退職金共済証紙貼付実績報告書（様式3号）を作成し、発注者に提出しなければならない。 ただし、証紙貼り付け対象者がいない場合には、建設業退職金共済証紙貼付実績報告書（様式3号）の提出は不要とする。</p>	<p><b>1-1-44 保険の付保及び事故の補償</b></p> <p><b>3 補償</b> 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。</p> <p><b>4 掛金収納書の提出</b> 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヵ月以内に、発注者に提出しなければならない。</p>
<p>項番修正</p>	<p><b>1-1-46 臨機の措置</b></p>	<p><b>1-1-45 臨機の措置</b></p>
<p>適用すべき諸基準の改定に伴う追加</p>	<p><b>1-1-47 石綿使用の有無</b> 受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際は、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあつては、「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督局に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定紛じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。</p>	
<p>項番修正</p>	<p><b>1-1-48 監督員による立会等</b></p> <p><b>1-1-49 創意工夫</b></p>	<p><b>1-1-46 監督員による立会等</b></p> <p><b>1-1-47 創意工夫</b></p>

水道工事標準仕様書新旧対照表

備考	改正（令和8年4月）	現行（令和7年4月）
適用する諸基準との整合提出書類の修正	<p><b>1-1-50 有資格者</b>  <b>2 資格者の周知及び確認</b>                      受注者は、第1項の業務に従事する者のうち、これに係る主任者（1人）を選任し、当該作業主任者の氏名及びその者に行なわせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない。                      また、免許・資格者等一覧表を作成し、施工計画書に添付し、監督員に提出する。</p>	<p><b>1-1-48 有資格者</b>  <b>2 資格の確認</b>                      受注者は、第1項の業務に従事する者のうち、これに係る主任者（1人）の免許証及びその他資格を証する書面を施工計画書の一部として監督員に提出する。</p>
項番修正	<p><b>1-1-51 補償期間</b> ~ <b>1-1-60 出来形管理</b></p>	<p><b>1-1-49 補償期間</b> ~ <b>1-1-58 出来形管理</b></p>
記載内容の修正	<p><b>1-1-61 写真管理</b>  <b>2 工事写真の分類</b>                      (3) 安全管理写真                      ① 工事標識、保安設備及び交通誘導員等の安全管理状況を撮影する。                      ② 安全教育、安全訓練等の実施状況を撮影する。                      (4) 使用材料写真                      工事材料検査の実施状況及び確認された形状寸法等を撮影する。                      (5) 品質管理写真                      施工管理のために行った試験または測定状況及び測定値を撮影する。ただし、公的機関で実施された品質証明写真を保管整備できる場合は省略することができる。                      (6) 出来形管理写真                      ① 所定の形状寸法が判定できるように必ず寸法を示す器具（標尺（スタッフ）、リボンテープ等）を入れて撮影する。                      ② 寸法読み取り定規は、水平または垂直に正しくあて、かつ定規と直角方向から撮影する。                      ③ 寸法が確認しにくい場合は、必要に応じて接写撮影も行う。</p>	<p><b>1-1-59 写真管理</b>  <b>2 工事写真の分類</b>                      (3) 安全管理写真                      ① 所定の形状寸法が判定できるように必ず寸法を示す器具（標尺（スタッフ）、リボンテープ等）を入れて撮影する。                      ② 寸法読み取り定規は、水平または垂直に正しくあて、かつ定規と直角方向から撮影する。                      ③ 寸法が確認しにくい場合は、必要に応じて接写撮影も行う。                      (4) 使用材料写真                      工事材料検査の実施状況及び確認された形状寸法等を撮影する。                      (5) 品質管理写真                      施工管理のために行った試験または測定状況及び測定値を撮影する。ただし、公的機関で実施された品質証明写真を保管整備できる場合は省略することができる。                      (6) 出来形管理写真                      ① 工事標識、保安設備及び交通誘導員等の安全管理状況を撮影する。                      ② 安全教育、安全訓練等の実施状況を撮影する。</p>

水道工事標準仕様書新旧対照表

備考	改正（令和8年4月）	現行（令和7年4月）
改定	<p><b>5 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について</b></p> <p>(1) 小黑板情報電子化(以下、「電子黑板」という。)とは、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報を電子的に記録するものである。</p> <p>(2) 受注者は電子黑板の実施を選定する場合、その旨を施工計画書に記載したうえで実施すること。</p> <p>(3) 電子黑板を実施するうえで必要となる機器およびソフトウェア等(以下、「使用機器」という。)は、受注者が選定・調達する。</p> <p>(4) 使用機器の選定にあたっては、次に示す要件を満たすものとし、使用前に監督員に提示すること。</p> <p>① 各工事で準拠している写真管理基準等に示す<b>小黑板に記入すべき項目</b>の電子的記入ができること。</p> <p>② <b>信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用すること。(※1)</b></p> <p>(5) 電子黑板を実施した写真は、各工事で準拠している写真管理基準等に規定されている「写真の編集」には該当しない。</p> <p>(6) 電子黑板を実施した写真を電子納品するときは、「チェックシステム(信憑性チェックツール)」(※2)または写真管理ソフトに搭載されたチェックツールや工事写真ビューアソフトにより受注者が信憑性を確認し、信憑性の確認結果を監督員に提出すること。</p> <p>※1 使用機器の事例は、下記URLを参照すること。なお、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。</p> <p>URL「<a href="https://www.jcomsia.org/kokuban/">https://www.jcomsia.org/kokuban/</a>」</p> <p>※2 下記URLに掲載されているチェックシステムのこと。</p> <p>URL「<a href="https://www.jcomsia.org/kokuban/">https://www.jcomsia.org/kokuban/</a>」</p>	<p><b>5 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について</b></p> <p>(1) 小黑板情報電子化(以下、「電子黑板」という。)とは、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報を電子的に記録するものである。</p> <p>(2) 受注者は電子黑板の実施を選定する場合、その旨を施工計画書に記載したうえで実施すること。</p> <p>(3) 電子黑板を実施するうえで必要となる機器およびソフトウェア等(以下、「使用機器」という。)は、受注者が選定・調達する。</p> <p>(4) 使用機器の選定にあたっては、次に示す要件を満たすものとし、使用前に監督員に提示すること。</p> <p>① 各工事で準拠している写真管理基準等に示す<b>項目</b>の電子的記入ができること。</p> <p>② <b>使用機器は、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。</b></p> <p>(5) 電子黑板を実施した写真は、各工事で準拠している写真管理基準等に規定されている「写真の編集」には該当しない。</p> <p>(6) 電子黑板を実施した写真を電子納品するときは、「チェックシステム(信憑性チェックツール)」または写真管理ソフトに搭載されたチェックツールにより受注者が信憑性を確認し、信憑性の確認結果を監督員に提出すること</p> <p>(7) 「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」、「チェックシステム(信憑性チェックツール)」については、「一般社団法人 日本建設情報総合センター」のホームページに掲載されているので、最新の情報を確認すること。</p> <p>※一般社団法人 日本建設情報総合センター(研究開発部)ホームページのURL 「<a href="https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html">https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html</a>」</p>
項番修正	1-1-62 舗装切断時に発生する濁水の処理 ～ 1-1-64 配水管工事等に係る個人情報の取扱	1-1-60 舗装切断時に発生する濁水の処理 ～ 1-1-62 配水管工事等に係る個人情報の取扱

水道工事標準仕様書新旧対照表

現行（令和7年4月）

表1-5 品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	※
上層路盤	材料	必須	① 修正C B R試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正C B R80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事では、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 1. 施工面積で、2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 2. 使用する基層及び表層混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満）ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの。 2) 必須の②は、MS：粒度調整鉄鋼スラグ及び、HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○
			② 鉄鋼スラグの修正C B R試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正C B R80%以上	必須の⑧は、MS：粒度調整鉄鋼スラグ及び、HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○	
			③ 骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照		○	
			④ 土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下		○	
			⑤ 鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧 [4]-73	呈色なし		○	
			⑥ 鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-80	1.5%以下		○	
			⑦ 鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-75	1.2MPa以上（14日）		○	
			⑧ 鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-131	1.50kg/dm <sup>3</sup> 以上		○	

改正（令和8年4月）

表1-5 品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	※
上層路盤	材料	必須	① 修正C B R試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正C B R80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事では、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 1. 施工面積で、2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 2. 使用する基層及び表層混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満）ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの。 2) 必須の②は、MS：粒度調整鉄鋼スラグ及び、HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○
			② 鉄鋼スラグの修正C B R試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正C B R80%以上	必須の⑧は、MS：粒度調整鉄鋼スラグ及び、HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○	
			③ 骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照		○	
			④ 土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下		○	
			⑤ 鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧 [4]-73	呈色なし		○	
			⑥ 鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-80	1.0%以下		○	
			⑦ 鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-75	1.2MPa以上（14日）		○	
			⑧ 鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-131	1.50kg/dm <sup>3</sup> 以上		○	

備考

適用すべき諸基準との整合

水道工事標準仕様書新旧対照表

改正（令和8年4月）	現行（令和7年4月）																																																																												
<p>備考</p> <p>適用すべき諸基準との整合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>種別</th> <th>試験区分</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> <th>試験基準</th> <th>概要</th> <th>※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">アスファルト舗装</td> <td rowspan="6">材料</td> <td rowspan="6">必須</td> <td>① 骨材のふるい分け試験</td> <td>JIS A 1102</td> <td>JIS A 5001 表2参照</td> <td>中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前</td> <td rowspan="6">                     ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m<sup>2</sup>あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。                      ・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。                      1.施工面積で、2,000m<sup>2</sup>以上10,000m<sup>2</sup>未満                      2.使用する基層及び表層混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m<sup>3</sup>以上1,000m<sup>3</sup>未満）ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取扱うものとする。                      1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの。                 </td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>② 骨材の密度及び吸水率試験</td> <td>JIS A 1109 JIS A 1110</td> <td>表層・基層 表乾密度：2.45g/cm<sup>3</sup>以上 吸水率：3.0%以下</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>③ 骨材中の粘土塊量の試験</td> <td>JIS A 1137</td> <td>粘土、粘土塊量：0.25%以下</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>④ 粗骨材の形状試験</td> <td>舗装調査・試験法便覧 [2]-51</td> <td>細長、あるいは扁平な石片：10%以下</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑤ フライラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験</td> <td>JIS A 5008</td> <td>舗装施工便覧 表3.3.17による。</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑥ フライラー（舗装用石灰石粉）の水分試験</td> <td>JIS A 5008</td> <td>1%以下</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	※	アスファルト舗装	材料	必須	① 骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 1.施工面積で、2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 2.使用する基層及び表層混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満）ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの。	○	② 骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率：3.0%以下	○	③ 骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	○	④ 粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	○	⑤ フライラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験	JIS A 5008	舗装施工便覧 表3.3.17による。	○	⑥ フライラー（舗装用石灰石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下	○	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>種別</th> <th>試験区分</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> <th>試験基準</th> <th>概要</th> <th>※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">アスファルト舗装</td> <td rowspan="6">材料</td> <td rowspan="6">必須</td> <td>① 骨材のふるい分け試験</td> <td>JIS A 1102</td> <td>JIS A 5001 表2参照</td> <td>中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前</td> <td rowspan="6">                     ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m<sup>2</sup>あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。                      ・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。                      1.施工面積で、2,000m<sup>2</sup>以上10,000m<sup>2</sup>未満                      2.使用する基層及び表層混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m<sup>3</sup>以上1,000m<sup>3</sup>未満）ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取扱うものとする。                      1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの。                 </td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>② 骨材の密度及び吸水率試験</td> <td>JIS A 1109 JIS A 1110</td> <td>表層・基層 表乾密度：2.45g/cm<sup>3</sup>以上 吸水率：3.0%以下</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>③ 骨材中の粘土塊量の試験</td> <td>JIS A 1137</td> <td>粘土、粘土塊量：0.25%以下</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>④ 粗骨材の形状試験</td> <td>舗装調査・試験法便覧 [2]-51</td> <td>細長、あるいは扁平な石片：10%以下</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑤ フライラーの粒度試験</td> <td>JIS A 5008</td> <td>舗装施工便覧 表3.3.17による。</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑥ フライラーの水分試験</td> <td>JIS A 5008</td> <td>1%以下</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	※	アスファルト舗装	材料	必須	① 骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 1.施工面積で、2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 2.使用する基層及び表層混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満）ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの。	○	② 骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率：3.0%以下	○	③ 骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	○	④ 粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	○	⑤ フライラーの粒度試験	JIS A 5008	舗装施工便覧 表3.3.17による。	○	⑥ フライラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	○
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	※																																																																					
アスファルト舗装	材料	必須	① 骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 1.施工面積で、2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 2.使用する基層及び表層混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満）ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの。	○																																																																					
			② 骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率：3.0%以下	○																																																																							
			③ 骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	○																																																																							
			④ 粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	○																																																																							
			⑤ フライラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験	JIS A 5008	舗装施工便覧 表3.3.17による。	○																																																																							
			⑥ フライラー（舗装用石灰石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下	○																																																																							
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	※																																																																					
アスファルト舗装	材料	必須	① 骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 1.施工面積で、2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 2.使用する基層及び表層混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満）ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの。	○																																																																					
			② 骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率：3.0%以下	○																																																																							
			③ 骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	○																																																																							
			④ 粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	○																																																																							
			⑤ フライラーの粒度試験	JIS A 5008	舗装施工便覧 表3.3.17による。	○																																																																							
			⑥ フライラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	○																																																																							



水道工事標準仕様書新旧対照表

備考		改正（令和8年4月）				現行（令和7年4月）									
適用すべき諸基準との整合	工種 種別 試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	※	工種 種別 試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	※	
															①
	舗設現場	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の94%以上 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道舗装：設計図書による。	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の平均値が得がたい場合は3個の平均値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値からはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m <sup>2</sup> を超える場合は、10,000m <sup>2</sup> 以下を1ロットとし、1ロットあたり10個（10孔）で測定する。 例） 3,001～10,000m <sup>2</sup> ：10個 10,001m <sup>2</sup> 以上の場合、10,000m <sup>2</sup> 毎に10個追加し測定箇所が均等になるように設定すること。 例） 例えば、12,000m <sup>2</sup> の場合、6,000m <sup>2</sup> /1ロット毎に10個、合計20個 ・1工事あたり3,000m <sup>2</sup> 以下の場合は、3個（3孔）で測定する。ただし、施工面積により測定数が適切でない場合は協議により省略することも出来る。	締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の平均値が得がたい場合は3個の平均値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値からはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m <sup>2</sup> を超える場合は、10,000m <sup>2</sup> 以下を1ロットとし、1ロットあたり10個（10孔）で測定する。 例） 3,001～10,000m <sup>2</sup> ：10個 10,001m <sup>2</sup> 以上の場合、10,000m <sup>2</sup> 毎に10個追加し測定箇所が均等になるように設定すること。 例） 例えば、12,000m <sup>2</sup> の場合、6,000m <sup>2</sup> /1ロット毎に10個、合計20個 ・1工事あたり3,000m <sup>2</sup> 以下の場合は、3個（3孔）で測定する。ただし、施工面積により測定数が適切でない場合は協議により省略することも出来る。	測定値の記録は、1日4回（午前、午後各2回）								
	その他	② 温度測定（初期締固め前） ③ 外観検査（混合物） ① サベリ抵抗試験	温度計による。 目視 舗装調査・試験法便覧 [1]-101	設計図書による。	舗設車線毎200m毎に1回										

水道工事標準仕様書新旧対照表

備考	改正（令和8年4月）	現行（令和7年4月）																																																																																																																																																									
<p>適用すべき諸基準との整合</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="359 310 1228 359">工種</th> <th data-bbox="359 359 1228 407">種別</th> <th data-bbox="359 407 1228 455">試験区分</th> <th data-bbox="359 455 1228 504">試験項目</th> <th data-bbox="359 504 1228 552">試験方法</th> <th data-bbox="359 552 1228 600">規格値</th> <th data-bbox="359 600 1228 648">試験基準</th> <th data-bbox="359 648 1228 697">概要</th> <th data-bbox="359 697 1228 745">※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="359 745 1228 793">排水性舗装工・透水性舗装工</td> <td data-bbox="359 793 1228 842">その他</td> <td data-bbox="359 842 1228 890">①</td> <td data-bbox="359 890 1228 938">ライナーの塑性指数試験</td> <td data-bbox="359 938 1228 987">JIS A 1205</td> <td data-bbox="359 987 1228 1035">4以下</td> <td data-bbox="359 1035 1228 1083"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時</li> <li>・小規模以下の工事：施工前</li> </ul> </td> <td data-bbox="359 1083 1228 1131"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m<sup>2</sup>あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</li> <li>・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。</li> </ul> </td> <td data-bbox="359 1131 1228 1180">○</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>②</td> <td>ライナーのフロー試験</td> <td>舗装調査・試験法便覧 [2]-83</td> <td>50%以下</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>③</td> <td>製鋼スラッグの水浸膨張性試験</td> <td>舗装調査・試験法便覧 [2]-94</td> <td>水浸膨張比：2.0%以下</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>④</td> <td>粗骨材のすりへり試験</td> <td>JIS A 1121</td> <td>砕石・玉砕、鉄鋼スラッグ (SS)</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>⑤</td> <td>硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験</td> <td>JIS A 1122</td> <td>損失量：12%以下</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>⑥</td> <td>針入度試験</td> <td>JIS K 2207</td> <td>40 (L/10mm) 以上</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>⑦</td> <td>軟化点試験</td> <td>JIS K 2207</td> <td>80.0℃以上</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	※	排水性舗装工・透水性舗装工	その他	①	ライナーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時</li> <li>・小規模以下の工事：施工前</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m<sup>2</sup>あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</li> <li>・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。</li> </ul>	○			②	ライナーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-83	50%以下			○			③	製鋼スラッグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-94	水浸膨張比：2.0%以下			○			④	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	砕石・玉砕、鉄鋼スラッグ (SS)			○			⑤	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下			○			⑥	針入度試験	JIS K 2207	40 (L/10mm) 以上			○			⑦	軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上			○	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1629 310 2499 359">工種</th> <th data-bbox="1629 359 2499 407">種別</th> <th data-bbox="1629 407 2499 455">試験区分</th> <th data-bbox="1629 455 2499 504">試験項目</th> <th data-bbox="1629 504 2499 552">試験方法</th> <th data-bbox="1629 552 2499 600">規格値</th> <th data-bbox="1629 600 2499 648">試験基準</th> <th data-bbox="1629 648 2499 697">概要</th> <th data-bbox="1629 697 2499 745">※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1629 745 2499 793">排水性舗装工・透水性舗装工</td> <td data-bbox="1629 793 2499 842">その他</td> <td data-bbox="1629 842 2499 890">①</td> <td data-bbox="1629 890 2499 938">ライナーの塑性指数試験</td> <td data-bbox="1629 938 2499 987">JIS A 1205</td> <td data-bbox="1629 987 2499 1035">4以下</td> <td data-bbox="1629 1035 2499 1083"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時</li> <li>・小規模以下の工事：施工前</li> </ul> </td> <td data-bbox="1629 1083 2499 1131"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m<sup>2</sup>あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</li> <li>・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。</li> </ul> </td> <td data-bbox="1629 1131 2499 1180">○</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>②</td> <td>ライナーのフロー試験</td> <td>舗装調査・試験法便覧 [2]-83</td> <td>50%以下</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>③</td> <td>製鋼スラッグの水浸膨張性試験</td> <td>舗装調査・試験法便覧 [2]-94</td> <td>水浸膨張比：2.0%以下</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>④</td> <td>粗骨材のすりへり試験</td> <td>JIS A 1121</td> <td>砕石・玉砕、鉄鋼スラッグ (SS)</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>⑤</td> <td>硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験</td> <td>JIS A 1122</td> <td>損失量：12%以下</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>⑥</td> <td>粗骨材中の軟石量試験</td> <td>JIS A 1126</td> <td>軟石量：5%以下</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>⑦</td> <td>針入度試験</td> <td>JIS K 2207</td> <td>40 (L/10mm) 以上</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>⑧</td> <td>軟化点試験</td> <td>JIS K 2207</td> <td>80.0℃以上</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	※	排水性舗装工・透水性舗装工	その他	①	ライナーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時</li> <li>・小規模以下の工事：施工前</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m<sup>2</sup>あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</li> <li>・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。</li> </ul>	○			②	ライナーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-83	50%以下			○			③	製鋼スラッグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-94	水浸膨張比：2.0%以下			○			④	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	砕石・玉砕、鉄鋼スラッグ (SS)			○			⑤	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下			○			⑥	粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下			○			⑦	針入度試験	JIS K 2207	40 (L/10mm) 以上			○			⑧	軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上			○
	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	※																																																																																																																																																		
	排水性舗装工・透水性舗装工	その他	①	ライナーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時</li> <li>・小規模以下の工事：施工前</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m<sup>2</sup>あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</li> <li>・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。</li> </ul>	○																																																																																																																																																		
			②	ライナーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-83	50%以下			○																																																																																																																																																		
			③	製鋼スラッグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-94	水浸膨張比：2.0%以下			○																																																																																																																																																		
			④	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	砕石・玉砕、鉄鋼スラッグ (SS)			○																																																																																																																																																		
			⑤	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下			○																																																																																																																																																		
			⑥	針入度試験	JIS K 2207	40 (L/10mm) 以上			○																																																																																																																																																		
			⑦	軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上			○																																																																																																																																																		
	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	※																																																																																																																																																		
排水性舗装工・透水性舗装工	その他	①	ライナーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時</li> <li>・小規模以下の工事：施工前</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m<sup>2</sup>あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</li> <li>・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。</li> </ul>	○																																																																																																																																																			
		②	ライナーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-83	50%以下			○																																																																																																																																																			
		③	製鋼スラッグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-94	水浸膨張比：2.0%以下			○																																																																																																																																																			
		④	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	砕石・玉砕、鉄鋼スラッグ (SS)			○																																																																																																																																																			
		⑤	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下			○																																																																																																																																																			
		⑥	粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下			○																																																																																																																																																			
		⑦	針入度試験	JIS K 2207	40 (L/10mm) 以上			○																																																																																																																																																			
		⑧	軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上			○																																																																																																																																																			

水道工事標準仕様書新旧対照表

改正（令和8年4月）		現行（令和7年4月）																																																																															
備考	適用すべき諸基準との整合	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>種別</th> <th>試験区分</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> <th>試験基準</th> <th>摘要</th> <th>※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">セメント・コンクリート</td> <td rowspan="2">材料</td> <td rowspan="2">必須</td> <td>① アルカリ骨材反応対策</td> <td>「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）</td> <td>同左</td> <td>骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6か月以上及び産地が変わった場合。</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>② 骨材の密度及び吸水率試験</td> <td>JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021</td> <td>設計図書による。</td> <td>工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。</td> <td>JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニツケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気処理スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材-第5部：石灰質スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td rowspan="2">必須</td> <td>① 骨材のふるい分け試験</td> <td>JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021</td> <td>同左</td> <td>絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂、砕石、高炉スラグ骨材、フェロニツケルスラグ骨材、銅スラグ骨材の規格値については摘要を参照）</td> <td>工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>② 骨材の密度及び吸水率試験</td> <td>JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021</td> <td>設計図書による。</td> <td>工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。</td> <td>JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニツケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気処理スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材-第5部：石灰質スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	※	セメント・コンクリート	材料	必須	① アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6か月以上及び産地が変わった場合。		○	② 骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニツケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気処理スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材-第5部：石灰質スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○	その他	必須	① 骨材のふるい分け試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	同左	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂、砕石、高炉スラグ骨材、フェロニツケルスラグ骨材、銅スラグ骨材の規格値については摘要を参照）	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	② 骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニツケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気処理スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材-第5部：石灰質スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>種別</th> <th>試験区分</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> <th>試験基準</th> <th>摘要</th> <th>※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">セメント・コンクリート</td> <td rowspan="2">材料</td> <td rowspan="2">必須</td> <td>① アルカリ骨材反応対策</td> <td>「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）</td> <td>同左</td> <td>骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>② 骨材の密度及び吸水率試験</td> <td>JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021</td> <td>設計図書による。</td> <td>工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。</td> <td>JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニツケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気処理スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材-第5部：石灰質スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td rowspan="2">必須</td> <td>① 骨材のふるい分け試験</td> <td>JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021</td> <td>同左</td> <td>絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂、砕石、高炉スラグ骨材、フェロニツケルスラグ骨材、銅スラグ骨材の規格値については摘要を参照）</td> <td>工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>② 骨材の密度及び吸水率試験</td> <td>JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021</td> <td>設計図書による。</td> <td>工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。</td> <td>JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニツケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気処理スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材-第5部：石灰質スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	※	セメント・コンクリート	材料	必須	① アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	② 骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニツケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気処理スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材-第5部：石灰質スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○	その他	必須	① 骨材のふるい分け試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	同左	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂、砕石、高炉スラグ骨材、フェロニツケルスラグ骨材、銅スラグ骨材の規格値については摘要を参照）	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	② 骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニツケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気処理スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材-第5部：石灰質スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○
		工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	※																																																																							
		セメント・コンクリート	材料	必須	① アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6か月以上及び産地が変わった場合。		○																																																																							
					② 骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニツケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気処理スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材-第5部：石灰質スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○																																																																							
その他	必須	① 骨材のふるい分け試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	同左	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂、砕石、高炉スラグ骨材、フェロニツケルスラグ骨材、銅スラグ骨材の規格値については摘要を参照）	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○																																																																									
		② 骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニツケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気処理スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材-第5部：石灰質スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○																																																																										
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	※																																																																									
セメント・コンクリート	材料	必須	① アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○																																																																									
			② 骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニツケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気処理スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材-第5部：石灰質スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○																																																																									
その他	必須	① 骨材のふるい分け試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	同左	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂、砕石、高炉スラグ骨材、フェロニツケルスラグ骨材、銅スラグ骨材の規格値については摘要を参照）	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○																																																																									
		② 骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニツケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気処理スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材-第5部：石灰質スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○																																																																										



水道工事標準仕様書新旧対照表

備考		改正 (令和8年4月)		現行 (令和7年4月)										
適用すべき諸基準との整合	種別区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	※							
								①	①	①	①	①	①	①
								②	②	②	②	②	②	②
								③	③	③	③	③	③	③
								④	④	④	④	④	④	④
								⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤
								⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥
								⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦
								⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧
								⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨

水道工事標準仕様書新旧対照表

備考	改正（令和8年4月）	現行（令和7年4月）																																																						
適用すべき諸基準との整合	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1175 310 1219 342">工種</th> <th data-bbox="1175 363 1219 394">種別</th> <th data-bbox="1175 415 1219 447">試験区分</th> <th data-bbox="1175 468 1219 499">試験項目</th> <th data-bbox="1175 520 1219 552">試験方法</th> <th data-bbox="1175 573 1219 604">規格値</th> <th data-bbox="1175 625 1219 657">試験基準</th> <th data-bbox="1175 678 1219 709">摘要</th> <th data-bbox="1175 730 1219 762">※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="973 310 1175 342">セメント・コンクリート</td> <td data-bbox="973 363 1175 394">施工</td> <td data-bbox="973 415 1175 447">必須</td> <td data-bbox="973 468 1175 499">① 塩化物総量規制</td> <td data-bbox="973 520 1175 552">「コンクリートの耐久性向上」<b>仕様書</b></td> <td data-bbox="973 573 1175 604">原則 0.3kg/m<sup>3</sup>以下</td> <td data-bbox="973 625 1175 657">コンクリートの打設が午前と午後に分かれる場合は、午前と1回コンクリート打設に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。</td> <td data-bbox="973 678 1175 709">小規模工種で1工種あたりの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m<sup>3</sup>以上の場合は、50m<sup>3</sup>ごとに1回の試験を行う。 骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(ISCE-G502-2023, 503-2023)又は設計図書の規定により行う。無筋構造物の場合は省略できる。</td> <td data-bbox="973 730 1175 762"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td data-bbox="863 468 973 499">② 単位水量測定</td> <td data-bbox="863 520 973 552">「レディミクストコンクリート単位水量測定要領（案）（平成16年3月8日事務連絡）」</td> <td data-bbox="863 573 973 604">1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/g/m<sup>3</sup>の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超える原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設するまで、配合設計±15kg/m<sup>3</sup>以内で安定するまで、運搬車の3台ごとに1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m<sup>3</sup>の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善の指示をしなければならぬ。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m<sup>3</sup>以内とすることを確認する。更に、配合設計±15kg/m<sup>3</sup>以内に安定するまで、運搬車の3台ごとに1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値は指示値を超える場合は1回限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。</td> <td data-bbox="863 625 973 657">100m<sup>3</sup>/日以上の場合：2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100～150m<sup>3</sup>ごとに1回、及び併倒し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。</td> <td data-bbox="863 678 973 709">示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～5mmの場合は175kg/m<sup>3</sup>、40mmの場合は165kg/m<sup>3</sup>を基本とする。</td> <td data-bbox="863 730 973 762"></td> </tr> </tbody> </table>	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	※	セメント・コンクリート	施工	必須	① 塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」 <b>仕様書</b>	原則 0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後に分かれる場合は、午前と1回コンクリート打設に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	小規模工種で1工種あたりの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(ISCE-G502-2023, 503-2023)又は設計図書の規定により行う。無筋構造物の場合は省略できる。					② 単位水量測定	「レディミクストコンクリート単位水量測定要領（案）（平成16年3月8日事務連絡）」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/g/m <sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超える原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設するまで、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台ごとに1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m <sup>3</sup> の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善の指示をしなければならぬ。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m <sup>3</sup> 以内とすることを確認する。更に、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内に安定するまで、運搬車の3台ごとに1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値は指示値を超える場合は1回限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m <sup>3</sup> /日以上の場合：2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び併倒し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～5mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="2451 310 2496 342">工種</th> <th data-bbox="2451 363 2496 394">種別</th> <th data-bbox="2451 415 2496 447">試験区分</th> <th data-bbox="2451 468 2496 499">試験項目</th> <th data-bbox="2451 520 2496 552">試験方法</th> <th data-bbox="2451 573 2496 604">規格値</th> <th data-bbox="2451 625 2496 657">試験基準</th> <th data-bbox="2451 678 2496 709">摘要</th> <th data-bbox="2451 730 2496 762">※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="2249 310 2451 342">セメント・コンクリート</td> <td data-bbox="2249 363 2451 394">施工</td> <td data-bbox="2249 415 2451 447">必須</td> <td data-bbox="2249 468 2451 499">① 塩化物総量規制</td> <td data-bbox="2249 520 2451 552">コンクリートの耐久性向上</td> <td data-bbox="2249 573 2451 604">原則 0.3kg/m<sup>3</sup>以下</td> <td data-bbox="2249 625 2451 657">コンクリートの打設が午前と午後に分かれる場合は、午前と1回コンクリート打設に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。</td> <td data-bbox="2249 678 2451 709">小規模工種で1工種あたりの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m<sup>3</sup>以上の場合は、50m<sup>3</sup>ごとに1回の試験を行う。 骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(ISCE-G502, 503) または設計図書の規定により行う。有さない無筋構造物の場合は省略できる。</td> <td data-bbox="2249 730 2451 762"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td data-bbox="2139 468 2249 499">② 単位水量測定</td> <td data-bbox="2139 520 2249 552">「レディミクストコンクリート単位水量測定要領（案）（平成16年3月8日事務連絡）」</td> <td data-bbox="2139 573 2249 604">1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/g/m<sup>3</sup>の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超える原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設するまで、配合設計±15kg/m<sup>3</sup>以内で安定するまで、運搬車の3台ごとに1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/g/m<sup>3</sup>の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善の指示をしなければならぬ。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m<sup>3</sup>以内とすることを確認する。更に、配合設計±15kg/g/m<sup>3</sup>以内に安定するまで、運搬車の3台ごとに1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値は指示値を超える場合は1回限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。</td> <td data-bbox="2139 625 2249 657">100m<sup>3</sup>/日以上の場合：2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100～150m<sup>3</sup>ごとに1回、及び併倒し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。</td> <td data-bbox="2139 678 2249 709">示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～5mmの場合は175kg/m<sup>3</sup>、40mmの場合は165kg/m<sup>3</sup>を基本とする。</td> <td data-bbox="2139 730 2249 762"></td> </tr> </tbody> </table>	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	※	セメント・コンクリート	施工	必須	① 塩化物総量規制	コンクリートの耐久性向上	原則 0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後に分かれる場合は、午前と1回コンクリート打設に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	小規模工種で1工種あたりの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(ISCE-G502, 503) または設計図書の規定により行う。有さない無筋構造物の場合は省略できる。					② 単位水量測定	「レディミクストコンクリート単位水量測定要領（案）（平成16年3月8日事務連絡）」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/g/m <sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超える原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設するまで、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台ごとに1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/g/m <sup>3</sup> の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善の指示をしなければならぬ。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m <sup>3</sup> 以内とすることを確認する。更に、配合設計±15kg/g/m <sup>3</sup> 以内に安定するまで、運搬車の3台ごとに1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値は指示値を超える場合は1回限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m <sup>3</sup> /日以上の場合：2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び併倒し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～5mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。	
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	※																																																
セメント・コンクリート	施工	必須	① 塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」 <b>仕様書</b>	原則 0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後に分かれる場合は、午前と1回コンクリート打設に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	小規模工種で1工種あたりの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(ISCE-G502-2023, 503-2023)又は設計図書の規定により行う。無筋構造物の場合は省略できる。																																																	
			② 単位水量測定	「レディミクストコンクリート単位水量測定要領（案）（平成16年3月8日事務連絡）」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/g/m <sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超える原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設するまで、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台ごとに1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m <sup>3</sup> の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善の指示をしなければならぬ。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m <sup>3</sup> 以内とすることを確認する。更に、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内に安定するまで、運搬車の3台ごとに1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値は指示値を超える場合は1回限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m <sup>3</sup> /日以上の場合：2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び併倒し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～5mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。																																																	
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	※																																																
セメント・コンクリート	施工	必須	① 塩化物総量規制	コンクリートの耐久性向上	原則 0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後に分かれる場合は、午前と1回コンクリート打設に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	小規模工種で1工種あたりの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(ISCE-G502, 503) または設計図書の規定により行う。有さない無筋構造物の場合は省略できる。																																																	
			② 単位水量測定	「レディミクストコンクリート単位水量測定要領（案）（平成16年3月8日事務連絡）」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/g/m <sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超える原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設するまで、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台ごとに1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/g/m <sup>3</sup> の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善の指示をしなければならぬ。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m <sup>3</sup> 以内とすることを確認する。更に、配合設計±15kg/g/m <sup>3</sup> 以内に安定するまで、運搬車の3台ごとに1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値は指示値を超える場合は1回限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m <sup>3</sup> /日以上の場合：2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び併倒し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～5mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。																																																	



水道工事標準仕様書新旧対照表

備考		改正（令和8年4月）		現行（令和7年4月）	
適用すべき諸基準との整合	種別区分	①	①	①	①
		②	②	②	②
	試験項目	① コアによる強度試験	① ひび割れ調査	① コアによる強度試験	① ひび割れ調査
	試験方法	JIS A 1107	スケーラによる測定	JIS A 1107	スケーラによる測定
	規格値	設計基準強度	0.2mm	設計基準強度	0.2mm
	試験基準	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	本数 最大ひび割れ幅等	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバータイプ類について、 <b>は目地間</b> 、その他の構造物については強度が同じフロックを1構造物の単位とし、各単位につき3か所の調査を実施する。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5か所実施。 材齢28～91日の間に試験を行う。	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバータイプ類について、 <b>は目地間</b> 、その他の構造物については強度が同じフロックを1構造物の単位とし、各単位につき3か所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5か所実施。 材齢28～91日の間に試験を行う。
	概要	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。圧縮強度試験の平均強度が所定の強度を得られない場合、もしくは1か所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議する。	高さ5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバータイプ類、橋梁上・下部工及び高さ3m以上の堰・水門・樋門を対象。（ただしいづれの工種についてもプレキャスト製品及びプレキャストコンクリートは対象としない。） また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1か所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議する。	高さ5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバータイプ類、橋梁上・下部工及び高さ3m以上の堰・水門・樋門を対象。（ただしいづれの工種についてもプレキャスト製品及びプレキャストコンクリートは対象としない。） また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1か所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議する。	高さ5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバータイプ類、橋梁上・下部工及び高さ3m以上の堰・水門・樋門を対象。（ただしいづれの工種についてもプレキャスト製品及びプレキャストコンクリートは対象としない。） また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1か所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議する。
	※				

水道工事標準仕様書新旧対照表

備考	改正（令和8年4月）	現行（令和7年4月）																																																																																																				
<p>記載内容の修正及び測定箇所の変更</p>	<p>表1-6 出来形管理基準及び規格値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種</th> <th rowspan="2">測定項目</th> <th colspan="2">規格値</th> <th rowspan="2">測定基準</th> <th rowspan="2">測定箇所</th> <th rowspan="2">概要</th> </tr> <tr> <th>中規模以上</th> <th>小規模以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">アスファルト舗装工 (表層工)</td> <td rowspan="2">基準高 ▽</td> <td colspan="2">±50</td> <td rowspan="4">基準高は片側延長40mごとに1箇所の割で測定する。 厚さは、延長40mごとに1箇所の割で下がり寸法管理とし、原則両端部で測定する。 ※歩道舗装に適用する</td> <td rowspan="4">工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t 以上3,000t 未満</td> <td rowspan="4">平坦性の項目については、以下のいずれかの場合は、協議により省略することが出来る。 ①「国道、県道、市町村の主要な道路」以外の道路 ②表層の厚さ及び材質が同一である連続した区間において延長が100m未満の施工 ③1車線に満たない幅員の施工</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>-7</td> <td>-9</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>-25</td> <td>-25</td> </tr> <tr> <td>平坦性</td> <td colspan="2">3mプロファイル- (σ)2.4mm以下 直線式(足付き) (σ)1.75mm以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">透水性舗装工 (路盤工)</td> <td rowspan="2">厚さ</td> <td>t &lt; 15cm</td> <td>-30</td> <td rowspan="2">厚さは、延長40mごとに1箇所の割で下がり寸法管理とし、原則両端部で測定する。 ※歩道舗装に適用する</td> <td rowspan="2">工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t 以上3,000t 未満</td> <td rowspan="2">平坦性の項目については、以下のいずれかの場合は、協議により省略することが出来る。 ①「国道、県道、市町村の主要な道路」以外の道路 ②表層の厚さ及び材質が同一である連続した区間において延長が100m未満の施工 ③1車線に満たない幅員の施工</td> </tr> <tr> <td>t ≥ 15cm</td> <td>-45</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">透水性舗装工 (表層工)</td> <td rowspan="2">幅</td> <td colspan="2">-100</td> <td rowspan="2">厚さは、延長40mごとに1箇所の割で下がり寸法管理とし、原則両端部で測定する。 ※歩道舗装に適用する</td> <td rowspan="2">工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t 以上3,000t 未満</td> <td rowspan="2">平坦性の項目については、以下のいずれかの場合は、協議により省略することが出来る。 ①「国道、県道、市町村の主要な道路」以外の道路 ②表層の厚さ及び材質が同一である連続した区間において延長が100m未満の施工 ③1車線に満たない幅員の施工</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>-9</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">単位mm</p>	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	概要	中規模以上	小規模以下	アスファルト舗装工 (表層工)	基準高 ▽	±50		基準高は片側延長40mごとに1箇所の割で測定する。 厚さは、延長40mごとに1箇所の割で下がり寸法管理とし、原則両端部で測定する。 ※歩道舗装に適用する	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t 以上3,000t 未満	平坦性の項目については、以下のいずれかの場合は、協議により省略することが出来る。 ①「国道、県道、市町村の主要な道路」以外の道路 ②表層の厚さ及び材質が同一である連続した区間において延長が100m未満の施工 ③1車線に満たない幅員の施工	厚さ	-7	-9	幅	-25	-25	平坦性	3mプロファイル- (σ)2.4mm以下 直線式(足付き) (σ)1.75mm以下		透水性舗装工 (路盤工)	厚さ	t < 15cm	-30	厚さは、延長40mごとに1箇所の割で下がり寸法管理とし、原則両端部で測定する。 ※歩道舗装に適用する	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t 以上3,000t 未満	平坦性の項目については、以下のいずれかの場合は、協議により省略することが出来る。 ①「国道、県道、市町村の主要な道路」以外の道路 ②表層の厚さ及び材質が同一である連続した区間において延長が100m未満の施工 ③1車線に満たない幅員の施工	t ≥ 15cm	-45	透水性舗装工 (表層工)	幅	-100		厚さは、延長40mごとに1箇所の割で下がり寸法管理とし、原則両端部で測定する。 ※歩道舗装に適用する	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t 以上3,000t 未満	平坦性の項目については、以下のいずれかの場合は、協議により省略することが出来る。 ①「国道、県道、市町村の主要な道路」以外の道路 ②表層の厚さ及び材質が同一である連続した区間において延長が100m未満の施工 ③1車線に満たない幅員の施工	厚さ	-9								<p>表1-6 出来形管理基準及び規格値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種</th> <th rowspan="2">測定項目</th> <th colspan="2">規格値</th> <th rowspan="2">測定基準</th> <th rowspan="2">測定箇所</th> <th rowspan="2">概要</th> </tr> <tr> <th>中規模以上</th> <th>小規模以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">アスファルト舗装工 (表層工)</td> <td rowspan="2">基準高 ▽</td> <td colspan="2">±50</td> <td rowspan="4">基準高は片側延長40mごとに1箇所の割で測定する。 厚さは、延長40mごとに1箇所の割で下がり寸法管理とし、原則両端部で測定する。 ※歩道舗装に適用する</td> <td rowspan="4">工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t 以上3,000t 未満</td> <td rowspan="4">平坦性の項目については、表層の厚さ及び材質が同一である区間において連続した施工延長が100m未満又は全面舗装もしくは1車線を施工しない場合は、協議により省略することが出来る。 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t 以上3,000t 未満</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>-7</td> <td>-9</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>-25</td> <td>-25</td> </tr> <tr> <td>平坦性</td> <td colspan="2">3mプロファイル- (σ)2.4mm以下 直線式(足付き) (σ)1.75mm以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">透水性舗装工 (路盤工)</td> <td rowspan="2">厚さ</td> <td>t &lt; 15cm</td> <td>-30</td> <td rowspan="2">厚さは、延長40mごとに1箇所の割で下がり寸法管理とし、原則両端部で測定する。 ※歩道舗装に適用する</td> <td rowspan="2">工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t 以上3,000t 未満</td> <td rowspan="2">平坦性の項目については、表層の厚さ及び材質が同一である区間において連続した施工延長が100m未満又は全面舗装もしくは1車線を施工しない場合は、協議により省略することが出来る。 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t 以上3,000t 未満</td> </tr> <tr> <td>t ≥ 15cm</td> <td>-45</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">透水性舗装工 (表層工)</td> <td rowspan="2">高さ</td> <td colspan="2">-100</td> <td rowspan="2">厚さは、延長40mごとに1箇所の割で下がり寸法管理とし、原則両端部で測定する。 ※歩道舗装に適用する</td> <td rowspan="2">工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t 以上3,000t 未満</td> <td rowspan="2">平坦性の項目については、表層の厚さ及び材質が同一である区間において連続した施工延長が100m未満又は全面舗装もしくは1車線を施工しない場合は、協議により省略することが出来る。 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t 以上3,000t 未満</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>-9</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">単位mm</p>	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	概要	中規模以上	小規模以下	アスファルト舗装工 (表層工)	基準高 ▽	±50		基準高は片側延長40mごとに1箇所の割で測定する。 厚さは、延長40mごとに1箇所の割で下がり寸法管理とし、原則両端部で測定する。 ※歩道舗装に適用する	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t 以上3,000t 未満	平坦性の項目については、表層の厚さ及び材質が同一である区間において連続した施工延長が100m未満又は全面舗装もしくは1車線を施工しない場合は、協議により省略することが出来る。 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t 以上3,000t 未満	厚さ	-7	-9	幅	-25	-25	平坦性	3mプロファイル- (σ)2.4mm以下 直線式(足付き) (σ)1.75mm以下		透水性舗装工 (路盤工)	厚さ	t < 15cm	-30	厚さは、延長40mごとに1箇所の割で下がり寸法管理とし、原則両端部で測定する。 ※歩道舗装に適用する	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t 以上3,000t 未満	平坦性の項目については、表層の厚さ及び材質が同一である区間において連続した施工延長が100m未満又は全面舗装もしくは1車線を施工しない場合は、協議により省略することが出来る。 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t 以上3,000t 未満	t ≥ 15cm	-45	透水性舗装工 (表層工)	高さ	-100		厚さは、延長40mごとに1箇所の割で下がり寸法管理とし、原則両端部で測定する。 ※歩道舗装に適用する	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t 以上3,000t 未満	平坦性の項目については、表層の厚さ及び材質が同一である区間において連続した施工延長が100m未満又は全面舗装もしくは1車線を施工しない場合は、協議により省略することが出来る。 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t 以上3,000t 未満	幅	-9							
	工種			測定項目	規格値				測定基準	測定箇所			概要																																																																																									
中規模以上		小規模以下																																																																																																				
アスファルト舗装工 (表層工)	基準高 ▽	±50		基準高は片側延長40mごとに1箇所の割で測定する。 厚さは、延長40mごとに1箇所の割で下がり寸法管理とし、原則両端部で測定する。 ※歩道舗装に適用する	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t 以上3,000t 未満	平坦性の項目については、以下のいずれかの場合は、協議により省略することが出来る。 ①「国道、県道、市町村の主要な道路」以外の道路 ②表層の厚さ及び材質が同一である連続した区間において延長が100m未満の施工 ③1車線に満たない幅員の施工																																																																																																
		厚さ	-7				-9																																																																																															
	幅	-25	-25																																																																																																			
	平坦性	3mプロファイル- (σ)2.4mm以下 直線式(足付き) (σ)1.75mm以下																																																																																																				
透水性舗装工 (路盤工)	厚さ	t < 15cm	-30	厚さは、延長40mごとに1箇所の割で下がり寸法管理とし、原則両端部で測定する。 ※歩道舗装に適用する	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t 以上3,000t 未満	平坦性の項目については、以下のいずれかの場合は、協議により省略することが出来る。 ①「国道、県道、市町村の主要な道路」以外の道路 ②表層の厚さ及び材質が同一である連続した区間において延長が100m未満の施工 ③1車線に満たない幅員の施工																																																																																																
		t ≥ 15cm	-45																																																																																																			
透水性舗装工 (表層工)	幅	-100		厚さは、延長40mごとに1箇所の割で下がり寸法管理とし、原則両端部で測定する。 ※歩道舗装に適用する	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t 以上3,000t 未満	平坦性の項目については、以下のいずれかの場合は、協議により省略することが出来る。 ①「国道、県道、市町村の主要な道路」以外の道路 ②表層の厚さ及び材質が同一である連続した区間において延長が100m未満の施工 ③1車線に満たない幅員の施工																																																																																																
		厚さ	-9																																																																																																			
工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	概要																																																																																																
		中規模以上	小規模以下																																																																																																			
アスファルト舗装工 (表層工)	基準高 ▽	±50		基準高は片側延長40mごとに1箇所の割で測定する。 厚さは、延長40mごとに1箇所の割で下がり寸法管理とし、原則両端部で測定する。 ※歩道舗装に適用する	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t 以上3,000t 未満	平坦性の項目については、表層の厚さ及び材質が同一である区間において連続した施工延長が100m未満又は全面舗装もしくは1車線を施工しない場合は、協議により省略することが出来る。 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t 以上3,000t 未満																																																																																																
		厚さ	-7				-9																																																																																															
	幅	-25	-25																																																																																																			
	平坦性	3mプロファイル- (σ)2.4mm以下 直線式(足付き) (σ)1.75mm以下																																																																																																				
透水性舗装工 (路盤工)	厚さ	t < 15cm	-30	厚さは、延長40mごとに1箇所の割で下がり寸法管理とし、原則両端部で測定する。 ※歩道舗装に適用する	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t 以上3,000t 未満	平坦性の項目については、表層の厚さ及び材質が同一である区間において連続した施工延長が100m未満又は全面舗装もしくは1車線を施工しない場合は、協議により省略することが出来る。 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t 以上3,000t 未満																																																																																																
		t ≥ 15cm	-45																																																																																																			
透水性舗装工 (表層工)	高さ	-100		厚さは、延長40mごとに1箇所の割で下がり寸法管理とし、原則両端部で測定する。 ※歩道舗装に適用する	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t 以上3,000t 未満	平坦性の項目については、表層の厚さ及び材質が同一である区間において連続した施工延長が100m未満又は全面舗装もしくは1車線を施工しない場合は、協議により省略することが出来る。 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t 以上3,000t 未満																																																																																																
		幅	-9																																																																																																			

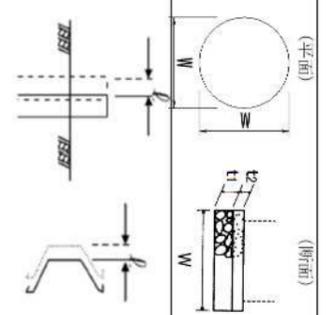
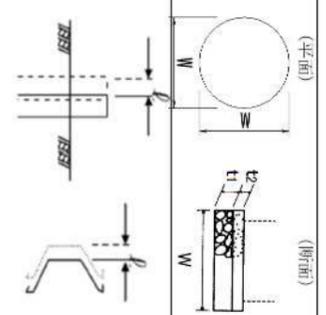
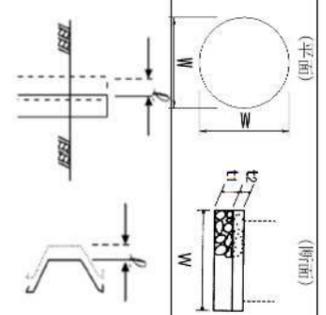
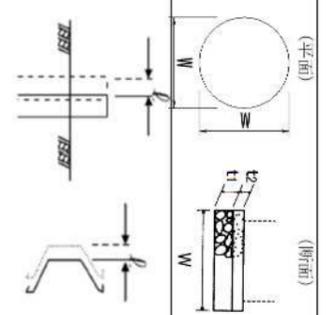
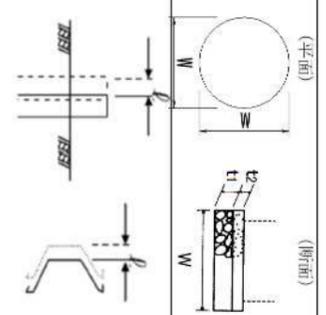
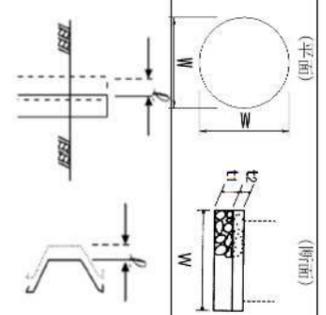
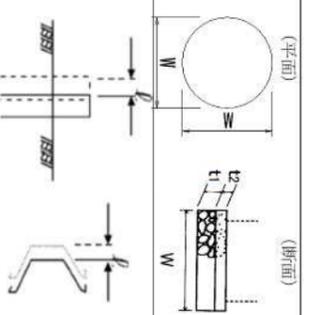
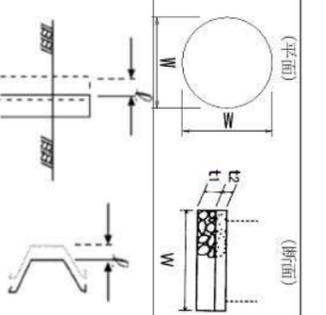
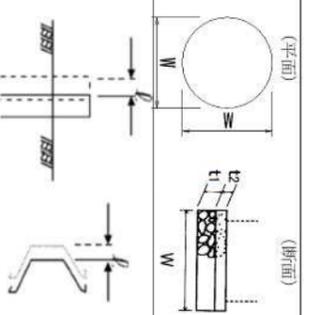
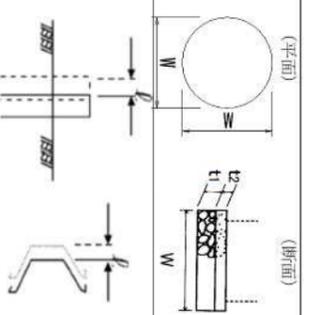
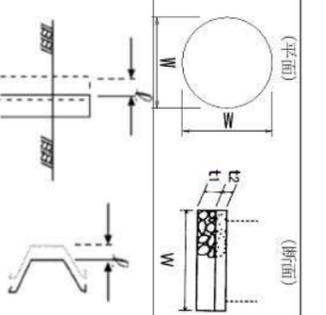
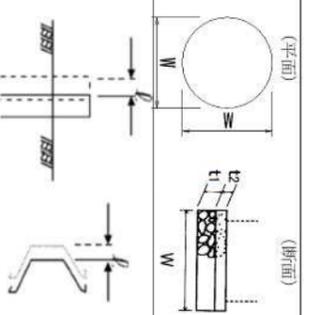
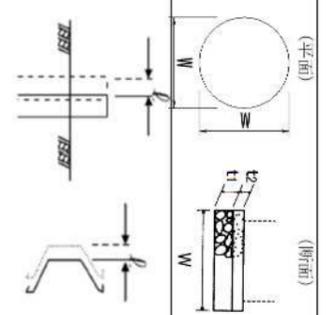
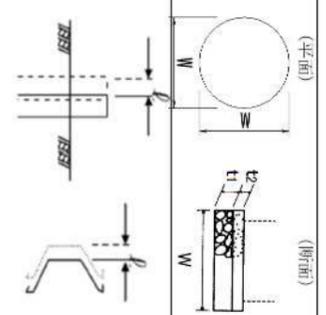
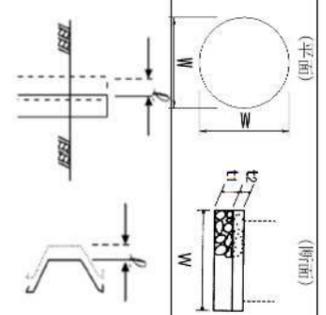
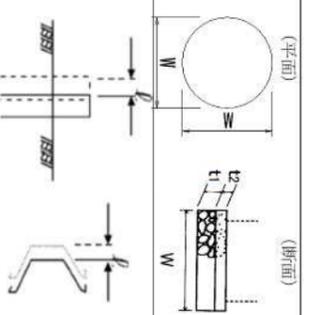
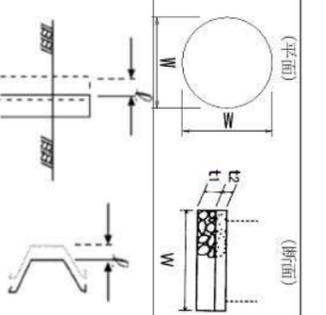
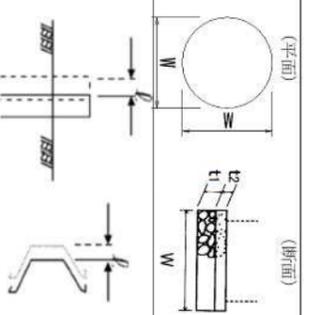
水道工事標準仕様書新旧対照表

備考	改正（令和8年4月）				現行（令和7年4月）			
	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	概要		
測定箇所の改定	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高 ▽	中規模以上	±40	幅は、延長40mごとに1箇所の割とし、厚さは、延長40mごとに1箇所の割で下がり寸法管理とし、施工中央部及び端部で測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。	概要	
			小規模以下	±50				
		厚さ	幅	-50	幅は、延長40mごとに1箇所の割とし、厚さは、延長40mごとに1箇所の割で下がり寸法管理とし、施工中央部及び端部で測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。	概要	
			厚さ	-45				
		幅	幅	-25	幅は、延長40mごとに1箇所の割とし、厚さは、延長40mごとに1箇所の割で下がり寸法管理とし、施工中央部及び端部で測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。	概要	
			厚さ	-25				
		厚さ	幅	-50	幅は、延長40mごとに1箇所の割とし、厚さは、延長40mごとに1箇所の割で下がり寸法管理とし、施工中央部及び端部で測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。	概要	
			厚さ	-30				
		幅	幅	-25	幅は、延長40mごとに1箇所の割とし、厚さは、延長40mごとに1箇所の割で下がり寸法管理とし、施工中央部及び端部で測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。	概要	
			厚さ	-30				
		厚さ	幅	-50	幅は、延長40mごとに1箇所の割とし、厚さは、延長40mごとに1箇所の割で下がり寸法管理とし、施工中央部及び端部で測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。	概要	
			厚さ	-12				
		幅	幅	-25	幅は、延長40mごとに1箇所の割とし、厚さは、延長40mごとに1箇所の割で下がり寸法管理とし、施工中央部及び端部で測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。	概要	
			厚さ	-10				
		幅	幅	-25	幅は、延長40mごとに1箇所の割とし、厚さは、延長40mごとに1箇所の割で下がり寸法管理とし、施工中央部及び端部で測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。	概要	
厚さ	-25							
平坦性	幅	コンクリート硬化後 3m×0.74m×9-1により機械舗装の場合 (○)2.4mm以下 人工舗装の場合(○)3.0mm以下	幅は、延長40mごとに1箇所の割とし、厚さは、延長40mごとに1箇所の割で下がり寸法管理とし、施工中央部及び端部で測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。	概要			
	厚さ	±2						
目地段差	幅	±2	幅は、延長40mごとに1箇所の割とし、厚さは、延長40mごとに1箇所の割で下がり寸法管理とし、施工中央部及び端部で測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。	概要			
	厚さ	±2						

単位mm

単位mm

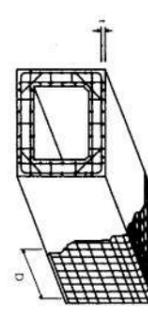
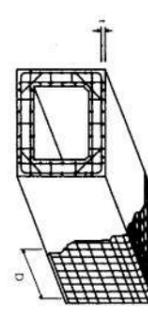
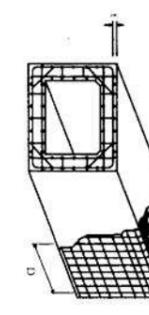
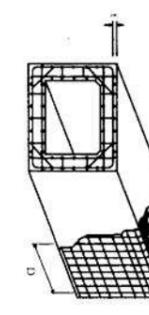
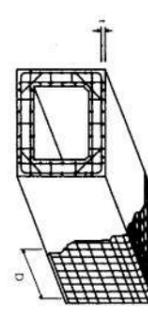
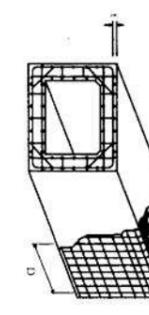
水道工事標準仕様書新旧対照表

備考	改正 (令和8年4月)	現行 (令和7年4月)																																																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種</th> <th rowspan="2">測定項目</th> <th colspan="2">規格値</th> <th rowspan="2">測定基準</th> <th rowspan="2">測定箇所</th> <th rowspan="2">適用</th> </tr> <tr> <th>中規模以上</th> <th>小規模以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">歩道踏表工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工</td> <td rowspan="3">基準高▽  厚さ</td> <td>±50</td> <td></td> <td rowspan="3">基準高は片側延長40mごとに1箇所の間隔で測定する。 幅は、延長40mごとに1箇所の割とし、厚さは、延長40mごとに1箇所の割で下がり寸法管理とし、施工中央部及び端部で測定。</td> <td rowspan="3">  </td> <td rowspan="3">適用</td> </tr> <tr> <td>t &lt; 15cm -30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>t ≥ 15cm -45</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">区画線工</td> <td rowspan="2">厚さ (溶融式のみ)  幅 w</td> <td>設計値以上</td> <td>設計値以上</td> <td rowspan="2">各線種毎に1箇所をマストペースにより測定。</td> <td rowspan="2">  </td> <td rowspan="2">測定基準に関わらず、道路管理者の許可基準により行う。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">矢板工 (指定仮設・任意仮設は除く) (砕石基礎) (懸吊鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)</td> <td rowspan="3">厚さ t<sub>1</sub>, t<sub>2</sub>  基礎高▽  埋入長  変位 1</td> <td>設計値以上</td> <td>設計値以上</td> <td rowspan="3">基準高は施行延長40m (測定間隔 25mの場合 50m) につき1箇所、延長40m (または50m) 以下のものは1箇所の割につき2箇所、変位は、施行延長20m (測定間隔 25mの場合 25m) につき1箇所、延長20m (または25m) 以下のものは1箇所に1箇所につき2箇所。</td> <td rowspan="3">  </td> <td rowspan="3">適用</td> </tr> <tr> <td>±50</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設計値以上</td> <td>設計値以上</td> </tr> </tbody> </table>	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	適用	中規模以上	小規模以下	歩道踏表工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	基準高▽  厚さ	±50		基準高は片側延長40mごとに1箇所の間隔で測定する。 幅は、延長40mごとに1箇所の割とし、厚さは、延長40mごとに1箇所の割で下がり寸法管理とし、施工中央部及び端部で測定。		適用	t < 15cm -30		t ≥ 15cm -45		区画線工	厚さ (溶融式のみ)  幅 w	設計値以上	設計値以上	各線種毎に1箇所をマストペースにより測定。		測定基準に関わらず、道路管理者の許可基準により行う。			矢板工 (指定仮設・任意仮設は除く) (砕石基礎) (懸吊鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	厚さ t <sub>1</sub> , t <sub>2</sub>  基礎高▽  埋入長  変位 1	設計値以上	設計値以上	基準高は施行延長40m (測定間隔 25mの場合 50m) につき1箇所、延長40m (または50m) 以下のものは1箇所の割につき2箇所、変位は、施行延長20m (測定間隔 25mの場合 25m) につき1箇所、延長20m (または25m) 以下のものは1箇所に1箇所につき2箇所。		適用	±50		設計値以上	設計値以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種</th> <th rowspan="2">測定項目</th> <th colspan="2">規格値</th> <th rowspan="2">測定基準</th> <th rowspan="2">測定箇所</th> <th rowspan="2">適用</th> </tr> <tr> <th>中規模以上</th> <th>小規模以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">歩道踏表工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工</td> <td rowspan="3">基準高▽  高さ</td> <td>±50</td> <td></td> <td rowspan="3">基準高は片側延長40mごとに1箇所の割で測定する。 幅は、延長40mごとに1箇所の割とし、厚さは、延長40mごとに1箇所の割で下がり寸法管理とし、施工中央部及び端部で測定。</td> <td rowspan="3">  </td> <td rowspan="3">適用</td> </tr> <tr> <td>t &lt; 15cm -30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>t ≥ 15cm -45</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">区画線工</td> <td rowspan="2">厚さ (溶融式のみ)  幅</td> <td>設計値以上</td> <td>設計値以上</td> <td rowspan="2">各線種毎に1箇所をマストペースにより測定。</td> <td rowspan="2">  </td> <td rowspan="2">測定基準に関わらず、道路管理者の許可基準により行う。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">管の基礎工 (砕石基礎) (懸吊鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)</td> <td rowspan="3">厚さ t<sub>1</sub>, t<sub>2</sub>  基礎高▽</td> <td>設計値以上</td> <td>設計値以上</td> <td rowspan="3">基準高は施行延長40m (測定間隔 25mの場合 50m) につき1箇所、延長40m (または50m) 以下のものは1箇所の割につき2箇所、変位は、施行延長20m (測定間隔 25mの場合 25m) につき1箇所、延長20m (または25m) 以下のものは1箇所に1箇所につき2箇所。</td> <td rowspan="3">  </td> <td rowspan="3">適用</td> </tr> <tr> <td>±50</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設計値以上</td> <td>設計値以上</td> </tr> </tbody> </table>	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	適用	中規模以上	小規模以下	歩道踏表工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	基準高▽  高さ	±50		基準高は片側延長40mごとに1箇所の割で測定する。 幅は、延長40mごとに1箇所の割とし、厚さは、延長40mごとに1箇所の割で下がり寸法管理とし、施工中央部及び端部で測定。		適用	t < 15cm -30		t ≥ 15cm -45		区画線工	厚さ (溶融式のみ)  幅	設計値以上	設計値以上	各線種毎に1箇所をマストペースにより測定。		測定基準に関わらず、道路管理者の許可基準により行う。			管の基礎工 (砕石基礎) (懸吊鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	厚さ t <sub>1</sub> , t <sub>2</sub>  基礎高▽	設計値以上	設計値以上	基準高は施行延長40m (測定間隔 25mの場合 50m) につき1箇所、延長40m (または50m) 以下のものは1箇所の割につき2箇所、変位は、施行延長20m (測定間隔 25mの場合 25m) につき1箇所、延長20m (または25m) 以下のものは1箇所に1箇所につき2箇所。		適用	±50		設計値以上	設計値以上
工種	測定項目			規格値					測定基準	測定箇所			適用																																																																					
		中規模以上	小規模以下																																																																															
歩道踏表工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	基準高▽  厚さ	±50		基準高は片側延長40mごとに1箇所の間隔で測定する。 幅は、延長40mごとに1箇所の割とし、厚さは、延長40mごとに1箇所の割で下がり寸法管理とし、施工中央部及び端部で測定。		適用																																																																												
		t < 15cm -30																																																																																
		t ≥ 15cm -45																																																																																
区画線工	厚さ (溶融式のみ)  幅 w	設計値以上	設計値以上	各線種毎に1箇所をマストペースにより測定。		測定基準に関わらず、道路管理者の許可基準により行う。																																																																												
矢板工 (指定仮設・任意仮設は除く) (砕石基礎) (懸吊鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	厚さ t <sub>1</sub> , t <sub>2</sub>  基礎高▽  埋入長  変位 1	設計値以上	設計値以上	基準高は施行延長40m (測定間隔 25mの場合 50m) につき1箇所、延長40m (または50m) 以下のものは1箇所の割につき2箇所、変位は、施行延長20m (測定間隔 25mの場合 25m) につき1箇所、延長20m (または25m) 以下のものは1箇所に1箇所につき2箇所。		適用																																																																												
		±50																																																																																
		設計値以上	設計値以上																																																																															
工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	適用																																																																												
		中規模以上	小規模以下																																																																															
歩道踏表工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	基準高▽  高さ	±50		基準高は片側延長40mごとに1箇所の割で測定する。 幅は、延長40mごとに1箇所の割とし、厚さは、延長40mごとに1箇所の割で下がり寸法管理とし、施工中央部及び端部で測定。		適用																																																																												
		t < 15cm -30																																																																																
		t ≥ 15cm -45																																																																																
区画線工	厚さ (溶融式のみ)  幅	設計値以上	設計値以上	各線種毎に1箇所をマストペースにより測定。		測定基準に関わらず、道路管理者の許可基準により行う。																																																																												
管の基礎工 (砕石基礎) (懸吊鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	厚さ t <sub>1</sub> , t <sub>2</sub>  基礎高▽	設計値以上	設計値以上	基準高は施行延長40m (測定間隔 25mの場合 50m) につき1箇所、延長40m (または50m) 以下のものは1箇所の割につき2箇所、変位は、施行延長20m (測定間隔 25mの場合 25m) につき1箇所、延長20m (または25m) 以下のものは1箇所に1箇所につき2箇所。		適用																																																																												
		±50																																																																																
		設計値以上	設計値以上																																																																															

単位:mm

単位:mm

水道工事標準仕様書新旧対照表

備考	改正 (令和8年4月)	現行 (令和7年4月)																																				
<p>適用すべき諸基準との整合</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="362 331 543 552">工種</th> <th data-bbox="362 552 543 732">測定項目</th> <th data-bbox="362 732 543 1035">規格値</th> <th data-bbox="362 1035 543 1413">測定基準</th> <th data-bbox="362 1413 543 1785">測定箇所</th> <th data-bbox="362 1785 543 1927">適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="543 331 1009 552"> <p>鉄筋工：組立</p> </td> <td data-bbox="543 552 1009 732"> <p>平均間隔 d</p> </td> <td data-bbox="543 732 1009 1035"> <p>±φ</p> </td> <td data-bbox="543 1035 1009 1413"> <p><math>d = \frac{D}{n-1}</math>                      D：本間の延長                      n：10本程度とする                      φ：鉄筋径</p> <p>工事の規模に応じて、1リフト、1ロットあたりに対して各面で1箇所以上測定する。最小かぶり、コンクリート標準示方書（設計編：標準7編2章2.1）参照                      ※重要構造物かつ主鉄筋について適用する</p> </td> <td data-bbox="543 1413 1009 1785">  <p>コンクリート表面</p> <p>設計かぶり</p> <p>最小かぶり</p> <p>±φ</p> <p>※かぶりとは、鉄筋の最外縁からコンクリート表面までの距離をいう</p> </td> <td data-bbox="543 1785 1009 1927"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1009 331 1463 552"> <p>現場塗装工</p> </td> <td data-bbox="1009 552 1463 732"> <p>塗膜厚</p> </td> <td data-bbox="1009 732 1463 1035"> <p>設計かぶり±φかつ最小かぶり以上</p> </td> <td data-bbox="1009 1035 1463 1413"> <p>ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上、目標塗膜厚合計値の70%以上。                      測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p> <p>塗装終了時に測定。                      1ロットの大きさは500㎡とする。                      1ロットあたりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。</p> </td> <td data-bbox="1009 1413 1463 1785"></td> <td data-bbox="1009 1785 1463 1927"></td> </tr> </tbody> </table>	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用	<p>鉄筋工：組立</p>	<p>平均間隔 d</p>	<p>±φ</p>	<p><math>d = \frac{D}{n-1}</math>                      D：本間の延長                      n：10本程度とする                      φ：鉄筋径</p> <p>工事の規模に応じて、1リフト、1ロットあたりに対して各面で1箇所以上測定する。最小かぶり、コンクリート標準示方書（設計編：標準7編2章2.1）参照                      ※重要構造物かつ主鉄筋について適用する</p>	 <p>コンクリート表面</p> <p>設計かぶり</p> <p>最小かぶり</p> <p>±φ</p> <p>※かぶりとは、鉄筋の最外縁からコンクリート表面までの距離をいう</p>		<p>現場塗装工</p>	<p>塗膜厚</p>	<p>設計かぶり±φかつ最小かぶり以上</p>	<p>ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上、目標塗膜厚合計値の70%以上。                      測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p> <p>塗装終了時に測定。                      1ロットの大きさは500㎡とする。                      1ロットあたりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。</p>			<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1632 331 1813 552">工種</th> <th data-bbox="1632 552 1813 732">測定項目</th> <th data-bbox="1632 732 1813 1035">規格値</th> <th data-bbox="1632 1035 1813 1413">測定基準</th> <th data-bbox="1632 1413 1813 1785">測定箇所</th> <th data-bbox="1632 1785 1813 1927">適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1813 331 2279 552"> <p>鉄筋工：組立</p> </td> <td data-bbox="1813 552 2279 732"> <p>平均間隔 d</p> </td> <td data-bbox="1813 732 2279 1035"> <p>±φ</p> </td> <td data-bbox="1813 1035 2279 1413"> <p><math>d = \frac{D}{n-1}</math>                      D：本間の延長                      n：10本程度とする                      φ：鉄筋径</p> <p>工事の規模に応じて、1リフト、1ロットあたりに対して各面で1箇所以上測定する。最小かぶり、コンクリート標準示方書（設計編：標準7編2章2.1）参照                      ※重要構造物かつ主鉄筋について適用する</p> </td> <td data-bbox="1813 1413 2279 1785">  </td> <td data-bbox="1813 1785 2279 1927"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="2279 331 2745 552"> <p>現場塗装工</p> </td> <td data-bbox="2279 552 2745 732"> <p>塗膜厚</p> </td> <td data-bbox="2279 732 2745 1035"> <p>±φかつ最小かぶり以上</p> </td> <td data-bbox="2279 1035 2745 1413"> <p>ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上、目標塗膜厚合計値の70%以上。                      測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p> </td> <td data-bbox="2279 1413 2745 1785"></td> <td data-bbox="2279 1785 2745 1927"></td> </tr> </tbody> </table>	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用	<p>鉄筋工：組立</p>	<p>平均間隔 d</p>	<p>±φ</p>	<p><math>d = \frac{D}{n-1}</math>                      D：本間の延長                      n：10本程度とする                      φ：鉄筋径</p> <p>工事の規模に応じて、1リフト、1ロットあたりに対して各面で1箇所以上測定する。最小かぶり、コンクリート標準示方書（設計編：標準7編2章2.1）参照                      ※重要構造物かつ主鉄筋について適用する</p>			<p>現場塗装工</p>	<p>塗膜厚</p>	<p>±φかつ最小かぶり以上</p>	<p>ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上、目標塗膜厚合計値の70%以上。                      測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p>		
	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用																																
<p>鉄筋工：組立</p>	<p>平均間隔 d</p>	<p>±φ</p>	<p><math>d = \frac{D}{n-1}</math>                      D：本間の延長                      n：10本程度とする                      φ：鉄筋径</p> <p>工事の規模に応じて、1リフト、1ロットあたりに対して各面で1箇所以上測定する。最小かぶり、コンクリート標準示方書（設計編：標準7編2章2.1）参照                      ※重要構造物かつ主鉄筋について適用する</p>	 <p>コンクリート表面</p> <p>設計かぶり</p> <p>最小かぶり</p> <p>±φ</p> <p>※かぶりとは、鉄筋の最外縁からコンクリート表面までの距離をいう</p>																																		
<p>現場塗装工</p>	<p>塗膜厚</p>	<p>設計かぶり±φかつ最小かぶり以上</p>	<p>ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上、目標塗膜厚合計値の70%以上。                      測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p> <p>塗装終了時に測定。                      1ロットの大きさは500㎡とする。                      1ロットあたりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。</p>																																			
工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用																																	
<p>鉄筋工：組立</p>	<p>平均間隔 d</p>	<p>±φ</p>	<p><math>d = \frac{D}{n-1}</math>                      D：本間の延長                      n：10本程度とする                      φ：鉄筋径</p> <p>工事の規模に応じて、1リフト、1ロットあたりに対して各面で1箇所以上測定する。最小かぶり、コンクリート標準示方書（設計編：標準7編2章2.1）参照                      ※重要構造物かつ主鉄筋について適用する</p>																																			
<p>現場塗装工</p>	<p>塗膜厚</p>	<p>±φかつ最小かぶり以上</p>	<p>ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上、目標塗膜厚合計値の70%以上。                      測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p>																																			

水道工事標準仕様書新旧対照表

第2章 材 料		
備考	改正（令和8年4月）	現行（令和7年4月）
適用すべき諸基準との整合	<b>第2節 工事材料の品質</b> <b>2-2-7 指定材料</b> ※仮設材は除く ※構造用圧延鋼材に、鉄筋コンクリート用棒鋼は含まれない。	<b>2第2節 工事材料の品質</b> <b>-2-7 指定材料</b> ※仮設材は除く
国の改定に伴い追加	<b>第6節 骨 材</b> <b>2-6-1 一般事項</b> <b>1 適合規格</b> 道路用砕石及びコンクリート用骨材等、コンクリート用砕石及びコンクリート用スラグ粗（細）骨材は、以下の規格に適合するものとする。 JIS A 5001（道路用砕石） JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）付属書A（レディーミクストコンクリート用骨材） JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ用骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ用骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ用骨材-第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ用骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材 第5部：石炭ガス化スラグ骨材） JIS A 5015（道路用鉄鋼スラグ） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	<b>第6節 骨 材</b> <b>2-6-1 一般事項</b> <b>1 適合規格</b> 道路用砕石及びコンクリート用骨材等、コンクリート用砕石及びコンクリート用スラグ粗（細）骨材は、以下の規格に適合するものとする。 JIS A 5001（道路用砕石） JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）付属書A（レディーミクストコンクリート用骨材） JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ用骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ用骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ用骨材-第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ用骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5015（道路用鉄鋼スラグ） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）

水道工事標準仕様書新旧対照表

備考	改正（令和8年4月）	現行（令和7年4月）																											
<p>国の改定に伴い修正</p>	<p><b>2-6-4 アスファルト用再生骨材</b> 再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質の目標値は、旧アスファルトの針入度による評価を適用する場合は表 2-6-12、アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂による評価を適用する場合は表 2-6-13 とし、いずれか一方の目標値に適合するものとする。</p> <p>表 2-6-12 針入度を適用するアスファルトコンクリートの再生骨材の品質</p> <table border="1" data-bbox="368 485 1199 688"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧アスファルトの含有量 %</td> <td>3.8以上</td> </tr> <tr> <td>旧アスファルトの針入度 (25℃)1/10mm</td> <td>20以上</td> </tr> <tr> <td>骨材の微粒分量 %</td> <td>5以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いるアスファルトを新アスファルトと称する。 注2) アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルトの含有量、針入度および骨材の微粒分量は、実際の製造に用いる13~0mm の粒度に適用する。なお、13 mm以下が2 種類に分類されている場合には、それぞれの粒度区分を別々に試験して合成比率に応じて計算により13~0mm 相当分を求めてもよい。 注3) 旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、アスファルトコンクリート再生骨材の感想質量に対する百分率で表す。 注4) 骨材の微粒分量は「JIS A 1103:2014 骨材の微粒分量試験方法」により求める。 注5) アスファルト混合物層の切削材は、アスファルトコンクリート再生骨材の品質に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。</p> <p>表 2-6-13 圧裂係数を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質</p> <table border="1" data-bbox="368 1163 1199 1419"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧アスファルトの含有量 %</td> <td>3.8以上</td> </tr> <tr> <td>アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数 (25℃)MPa/mm</td> <td>1.70以下</td> </tr> <tr> <td>骨材の微粒分量 %</td> <td>5以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いるアスファルトを新アスファルトと称する。 注2) アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルトの含有量、針入度および骨材の微粒分量は、実際の製造に用いる13~0mm の粒度に適用する。なお、13 mm以下が2 種類に分類されている場合には、それぞれの粒度区分を別々に試験して合成比率に応じて計算により13~0mm 相当分を求めてもよい。 注3) 旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、アスファルトコンクリート再生骨材の感想質量に対する百分率で表す。 注4) アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数を求める場合は、13~5 mmと 5~0mm に分類し、これらを質量比 1：1 に調整したうえで、最大密度の測定と供試体の作製に供することができない。 注5) 骨材の微粒分量は「JIS A 1103:2014 骨材の微粒分量試験方法」により求める。 注6) アスファルト混合物層の切削材は、アスファルトコンクリート再生骨材の品質に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物を利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他アスファルトコンクリート発生材を調整して使用すること。</p>	項目	目標値	旧アスファルトの含有量 %	3.8以上	旧アスファルトの針入度 (25℃)1/10mm	20以上	骨材の微粒分量 %	5以下	項目	目標値	旧アスファルトの含有量 %	3.8以上	アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数 (25℃)MPa/mm	1.70以下	骨材の微粒分量 %	5以下	<p><b>2-6-4 アスファルト用再生骨材</b> 再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は表 2-6-12 の規格に適合するものとする。</p> <p>表 2-6-12 アスファルト再生骨材の品質</p> <table border="1" data-bbox="1632 449 2638 590"> <tbody> <tr> <td>旧アスファルトの含有量</td> <td>%</td> <td>3.8以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">旧アスファルトの性状</td> <td>針入度</td> <td>1 /10mm</td> </tr> <tr> <td>圧裂係数</td> <td>MPa/mm</td> </tr> <tr> <td>骨材の微粒分量</td> <td>%</td> <td>5以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。 注2) アスファルトコンクリート再生骨材は、通常 20~13mm、13~5mm、5~0mm の 3 種類の粒度や 20~30mm、13~0mm の 2 種類の粒度にふるい分けられるが、本表に示される規格は、13~0mm の粒度区分のものに適用する。 注3) アスファルトコンクリート再生骨材の 13mm 以下が 2 種類にふるい分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により 13~0mm 相当分を求めてもよい。 また、13~0mm あるいは 13~5mm、5~0mm 以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から 13~0mm をふるい取ってこれを対象に試験を行う。 注4) アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルト含有量及び 75μm を通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。 注5) 骨材の微粒分量試験は JISA 1103 （骨材の微粒分量試験方法）により求める。 注6) アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生過熱アスファルト混合物に利用できる。ただし切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。 注7) 旧アスファルトの性状は、針入度または、圧裂係数のどちらかが基準を満足すればよい。</p>	旧アスファルトの含有量	%	3.8以上	旧アスファルトの性状	針入度	1 /10mm	圧裂係数	MPa/mm	骨材の微粒分量	%	5以下
項目	目標値																												
旧アスファルトの含有量 %	3.8以上																												
旧アスファルトの針入度 (25℃)1/10mm	20以上																												
骨材の微粒分量 %	5以下																												
項目	目標値																												
旧アスファルトの含有量 %	3.8以上																												
アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数 (25℃)MPa/mm	1.70以下																												
骨材の微粒分量 %	5以下																												
旧アスファルトの含有量	%	3.8以上																											
旧アスファルトの性状	針入度	1 /10mm																											
	圧裂係数	MPa/mm																											
骨材の微粒分量	%	5以下																											

水道工事標準仕様書新旧対照表

備考	改正（令和8年4月）	現行（令和7年4月）																																																																																																																																																																																
適用すべき諸基準との整合	<p><b>2-6-6 安定材</b> 表2-6-16 舗装用石油アスファルトの規格</p> <table border="1" data-bbox="350 348 1513 999"> <thead> <tr> <th>項目 \ 種類</th> <th>40~60</th> <th>60~80</th> <th>80~100</th> <th>100~120</th> <th>120~150</th> <th>150~200</th> <th>200~300</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>針入度 (25℃) 1/10 mm</td> <td>40を超え 60以下</td> <td>60を超え 80以下</td> <td>80を超え 100以下</td> <td>100を超え 120以下</td> <td>120を超え 150以下</td> <td>150を超え 200以下</td> <td>200を超え 300以下</td> </tr> <tr> <td>軟化点 ℃</td> <td>47.0~55.0</td> <td>44.0~52.0</td> <td>42.0~50.0</td> <td>40.0~50.0</td> <td>38.0~48.0</td> <td>30.0~45.0</td> <td>30.0~45.0</td> </tr> <tr> <td>伸度 (15℃) cm</td> <td>10以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> </tr> <tr> <td>トルエン可溶分 %</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> </tr> <tr> <td>引火点 ℃</td> <td>260以上</td> <td>260以上</td> <td>260以上</td> <td>260以上</td> <td>250以上</td> <td>250以上</td> <td>250以上</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率 %</td> <td>0.6以下</td> <td>0.6以下</td> <td>0.6以下</td> <td>0.6以下</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱針入度残留 %</td> <td>58以上</td> <td>55以上</td> <td>50以上</td> <td>50以上</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>蒸発後の質量変化率 %</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.5以上</td> <td>1.0以上</td> <td>1.0以上</td> </tr> <tr> <td>蒸発後の針入度比 %</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>密度 (15℃) g/cm<sup>3</sup></td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 各種類とも120℃、150℃、180℃のそれぞれにおける動粘度を試験表に付記する。 注2) 舗装用の新アスファルトである120~150、150~200、200~300は、「JIS K 2207:2006 石油アスファルト」とは引火点が異なる。</p>	項目 \ 種類	40~60	60~80	80~100	100~120	120~150	150~200	200~300	針入度 (25℃) 1/10 mm	40を超え 60以下	60を超え 80以下	80を超え 100以下	100を超え 120以下	120を超え 150以下	150を超え 200以下	200を超え 300以下	軟化点 ℃	47.0~55.0	44.0~52.0	42.0~50.0	40.0~50.0	38.0~48.0	30.0~45.0	30.0~45.0	伸度 (15℃) cm	10以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	トルエン可溶分 %	99.0以上	引火点 ℃	260以上	260以上	260以上	260以上	250以上	250以上	250以上	薄膜加熱質量変化率 %	0.6以下	0.6以下	0.6以下	0.6以下	—	—	—	薄膜加熱針入度残留 %	58以上	55以上	50以上	50以上	—	—	—	蒸発後の質量変化率 %	—	—	—	—	0.5以上	1.0以上	1.0以上	蒸発後の針入度比 %	110以下	110以下	110以下	110以下	—	—	—	密度 (15℃) g/cm <sup>3</sup>	1.000以上	<p><b>2-6-6 安定材</b> 表2-6-16 舗装用石油アスファルトの規格</p> <table border="1" data-bbox="1626 348 2789 999"> <thead> <tr> <th>項目 \ 種類</th> <th>40~60</th> <th>60~80</th> <th>80~100</th> <th>100~120</th> <th>120~150</th> <th>150~200</th> <th>200~300</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>針入度 (25℃) 1/10 mm</td> <td>40を超え 60以下</td> <td>60を超え 80以下</td> <td>80を超え 100以下</td> <td>100を超え 120以下</td> <td>120を超え 150以下</td> <td>150を超え 200以下</td> <td>200を超え 300以下</td> </tr> <tr> <td>軟化点 ℃</td> <td>47.0~55.0</td> <td>44.0~52.0</td> <td>42.0~50.0</td> <td>40.0~50.0</td> <td>38.0~48.0</td> <td>30.0~45.0</td> <td>30.0~45.0</td> </tr> <tr> <td>伸度 (15℃) cm</td> <td>10以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> </tr> <tr> <td>トルエン可溶分 %</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> </tr> <tr> <td>引火点 ℃</td> <td>260以上</td> <td>260以上</td> <td>260以上</td> <td>260以上</td> <td>240以上</td> <td>210以上</td> <td>210以上</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率 %</td> <td>0.6以下</td> <td>0.6以下</td> <td>0.6以下</td> <td>0.6以下</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱針入度残留 %</td> <td>58以上</td> <td>55以上</td> <td>50以上</td> <td>50以上</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>蒸発後の質量変化率 %</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.5以上</td> <td>1.0以上</td> <td>1.0以上</td> </tr> <tr> <td>蒸発後の針入度比 %</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>密度 (15℃) g/cm<sup>3</sup></td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 各種類とも120℃、150℃、180℃のそれぞれにおける動粘度を試験表に付記する。</p>	項目 \ 種類	40~60	60~80	80~100	100~120	120~150	150~200	200~300	針入度 (25℃) 1/10 mm	40を超え 60以下	60を超え 80以下	80を超え 100以下	100を超え 120以下	120を超え 150以下	150を超え 200以下	200を超え 300以下	軟化点 ℃	47.0~55.0	44.0~52.0	42.0~50.0	40.0~50.0	38.0~48.0	30.0~45.0	30.0~45.0	伸度 (15℃) cm	10以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	トルエン可溶分 %	99.0以上	引火点 ℃	260以上	260以上	260以上	260以上	240以上	210以上	210以上	薄膜加熱質量変化率 %	0.6以下	0.6以下	0.6以下	0.6以下	—	—	—	薄膜加熱針入度残留 %	58以上	55以上	50以上	50以上	—	—	—	蒸発後の質量変化率 %	—	—	—	—	0.5以上	1.0以上	1.0以上	蒸発後の針入度比 %	110以下	110以下	110以下	110以下	—	—	—	密度 (15℃) g/cm <sup>3</sup>	1.000以上																								
項目 \ 種類	40~60	60~80	80~100	100~120	120~150	150~200	200~300																																																																																																																																																																											
針入度 (25℃) 1/10 mm	40を超え 60以下	60を超え 80以下	80を超え 100以下	100を超え 120以下	120を超え 150以下	150を超え 200以下	200を超え 300以下																																																																																																																																																																											
軟化点 ℃	47.0~55.0	44.0~52.0	42.0~50.0	40.0~50.0	38.0~48.0	30.0~45.0	30.0~45.0																																																																																																																																																																											
伸度 (15℃) cm	10以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上																																																																																																																																																																											
トルエン可溶分 %	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上																																																																																																																																																																											
引火点 ℃	260以上	260以上	260以上	260以上	250以上	250以上	250以上																																																																																																																																																																											
薄膜加熱質量変化率 %	0.6以下	0.6以下	0.6以下	0.6以下	—	—	—																																																																																																																																																																											
薄膜加熱針入度残留 %	58以上	55以上	50以上	50以上	—	—	—																																																																																																																																																																											
蒸発後の質量変化率 %	—	—	—	—	0.5以上	1.0以上	1.0以上																																																																																																																																																																											
蒸発後の針入度比 %	110以下	110以下	110以下	110以下	—	—	—																																																																																																																																																																											
密度 (15℃) g/cm <sup>3</sup>	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上																																																																																																																																																																											
項目 \ 種類	40~60	60~80	80~100	100~120	120~150	150~200	200~300																																																																																																																																																																											
針入度 (25℃) 1/10 mm	40を超え 60以下	60を超え 80以下	80を超え 100以下	100を超え 120以下	120を超え 150以下	150を超え 200以下	200を超え 300以下																																																																																																																																																																											
軟化点 ℃	47.0~55.0	44.0~52.0	42.0~50.0	40.0~50.0	38.0~48.0	30.0~45.0	30.0~45.0																																																																																																																																																																											
伸度 (15℃) cm	10以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上																																																																																																																																																																											
トルエン可溶分 %	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上																																																																																																																																																																											
引火点 ℃	260以上	260以上	260以上	260以上	240以上	210以上	210以上																																																																																																																																																																											
薄膜加熱質量変化率 %	0.6以下	0.6以下	0.6以下	0.6以下	—	—	—																																																																																																																																																																											
薄膜加熱針入度残留 %	58以上	55以上	50以上	50以上	—	—	—																																																																																																																																																																											
蒸発後の質量変化率 %	—	—	—	—	0.5以上	1.0以上	1.0以上																																																																																																																																																																											
蒸発後の針入度比 %	110以下	110以下	110以下	110以下	—	—	—																																																																																																																																																																											
密度 (15℃) g/cm <sup>3</sup>	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上																																																																																																																																																																											
適用すべき諸基準との整合	<p><b>2-9-3 混和材料</b> <b>5 急結剤</b> 急結剤は、「コンクリート標準示方書（標準編）JSCE-D 102-2013（吹付けコンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案））（土木学会、令和5年9月）の規格に適合するものとする。</p>	<p><b>2-9-3 混和材料</b> <b>5 急結剤</b> 急結剤は、「コンクリート標準示方書（標準編）JSCE-D 102-2013（吹付けコンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案））（土木学会、平成25年11月）の規格に適合するものとする。</p>																																																																																																																																																																																
	<p><b>2-11-3 再生用添加物</b> 再生用添加物の品質は、労働安全衛生法施行令（令和5年9月改定 政令第276号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-11-6、表2-11-7、表2-11-8の規格に適合するものとする。</p>	<p><b>2-11-3 再生用添加物</b> 再生用添加物の品質は、労働安全衛生法施行令（平成26年7月改定 政令第269号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-11-6、表2-11-7、表2-11-8の規格に適合するものとする。</p>																																																																																																																																																																																

水道工事標準仕様書新旧対照表

第2編 工事 第1章 水道工事		
備考	改正（令和8年4月）	現行（令和7年4月）
文言修正	<p><b>1-9-3 量水器点検清掃工</b></p> <p>(1) 付替箇所全ての箇所において点検清掃を行うこと。なお、アパート等、複数の量水器がある場合は濁水や空気、異物等が洗浄できる箇所を選定し、点検清掃を行うこと。</p> <p>(2) 給水管付替の接続完了時、ただちに量水器を取外し、ドレーン作業及びストレーナ清掃（異物等の目視確認・洗浄）を行い、清掃後、パッキンを新しいものに取替て取付ける。</p> <p>(3) 口径50mm以上の量水器にあつては、ストレーナ部分を取り外すこととし、ジョイントパッキンについても新しく取り替えること。</p> <p>(4) 上記により難しい場合は、現場状況に応じて点検清掃の方法について監督員と協議すること。</p>	<p><b>1-9-3 量水器点検清掃工</b></p> <p>(1) 付替箇所全ての箇所において点検清掃を行うこととし、親メーターのないアパート等は全ての量水器を対象とする。</p> <p>(2) 給水管付替の接続完了時、ただちに量水器を取外し、ドレーン作業及びストレーナ清掃（異物等の目視確認・洗浄）を行い、清掃後、パッキンを新しいものに取替て取付ける。</p> <p>(3) 口径50mm以上の量水器にあつては、ストレーナ部分を取り外すこととし、ジョイントパッキンについても新しく取り替えること。</p>
適用すべき諸基準との整合	<p><b>1-10-8 半たわみ性舗装工</b></p> <p><b>4 適用規定</b></p> <p>受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあつては、「舗装施工便覧第9章9-4-1 半たわみ性舗装工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「舗装施工便覧第5章及び第6章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説第10章 10-3-7 施工」（日本道路協会、平成4年12月）の規定、「舗装再生便覧第2章2-8 施工」（日本道路協会、令和6年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p><b>1-10-8 半たわみ性舗装工</b></p> <p><b>4 適用規定</b></p> <p>受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあつては、「舗装施工便覧第9章9-4-1 半たわみ性舗装工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「舗装施工便覧第5章及び第6章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説第10章 10-3-7 施工」（日本道路協会、平成4年12月）の規定、「舗装再生便覧第2章2-7 施工」（日本道路協会、平成25年12月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>
適用すべき諸基準との整合	<p><b>1-10-9 排水性舗装工</b></p> <p><b>2 適用規定（2）</b></p> <p>受注者は、排水性舗装工の施工にあつては、「舗装施工便覧第7章ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章9-3-1 排水機能を有する舗装」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「舗装再生便覧第2章2-8 施工」（日本道路協会、令和6年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p><b>1-10-9 排水性舗装工</b></p> <p><b>2 適用規定（2）</b></p> <p>受注者は、排水性舗装工の施工にあつては、「舗装施工便覧第7章ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章9-3-1 排水機能を有する舗装」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「舗装再生便覧第2章2-7 施工」（日本道路協会、平成25年12月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>
適用すべき諸基準との整合	<p><b>1-10-11 コンクリート舗装工</b></p> <p><b>9 コンクリート舗装の敷均し、締固め規定</b></p> <p>受注者は、コンクリート舗装のコンクリートの敷均し、締固めにあつて、以下の各規定に従わなければならない。</p> <p>(1) 日平均気温が25℃を超える時期に施工する場合には暑中コンクリートとしての施工ができるように準備しておき、コンクリートの打込み時における気温が30℃を超える場合には、暑中コンクリートとするものとする。また、日平均気温が4℃以下または、舗設後6日以内に0℃となることが予想される場合には、寒中コンクリートとするものとする。</p> <p>受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあつては、「舗装施工便覧第8章8-4-10 暑中及び寒中におけるコンクリート版の施工」（日本道路協会、令和6年3月）の規定によるものとし、「第1編1-1-5 施工計画書・施工説明書」の第1項に、施工・養生方法等を記載しなければならない。</p>	<p><b>1-10-11 コンクリート舗装工</b></p> <p><b>9 コンクリート舗装の敷均し、締固め規定</b></p> <p>受注者は、コンクリート舗装のコンクリートの敷均し、締固めにあつて、以下の各規定に従わなければならない。</p> <p>(1) 日平均気温が25℃を超える時期に施工する場合には暑中コンクリートとしての施工ができるように準備しておき、コンクリートの打込み時における気温が30℃を超える場合には、暑中コンクリートとするものとする。また、日平均気温が4℃以下または、舗設後6日以内に0℃となることが予想される場合には、寒中コンクリートとするものとする。</p> <p>受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあつては、「舗装施工便覧第8章8-4-10 暑中及び寒中におけるコンクリート版の施工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定によるものとし、「第1編1-1-5 施工計画書・施工説明書」の第1項に、施工・養生方法等を記載しなければならない。</p>

水道工事標準仕様書新旧対照表

第2章 無筋・鉄筋コンクリート

備考	改正（令和8年4月）	現行（令和7年4月）
適用すべき諸基準との整合	<p><b>第1節 適用</b>  <b>2-1-3 適用規定（2）</b>                      受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編）」（土木学会、令和5年9月）のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p><b>第1節 適用</b>  <b>2-1-3 適用規定（2）</b>                      受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編）」（土木学会、平成30年3月）のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p>
適用すべき諸基準との整合	<p><b>第2節 適用すべき諸基準</b>  <b>2-2-1 適用規定</b>                      受注者は、設計図書において特に定めのない事項について、次の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。                      なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（令和5年9月）                      土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（令和5年9月）                      土木学会 コンクリートのポンプ施工指針（平成24年6月）                      国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について（平成14年7月31日）                      国土交通省 「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（平成14年7月31日）                      土木学会 鉄筋定着・継手指針（令和2年3月）                      公益社団法人日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事（平成29年8月）                      機械式鉄筋定着工法技術検討委員会 機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン（平成28年7月）                      流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会 流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成29年3月）                      機械式鉄筋継手工法技術検討委員会 現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン（平成29年3月）                      橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン（平成30年6月）                      橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン（平成30年6月）                      道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会 プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン（平成31年1月）</p>	<p><b>第2節 適用すべき諸基準</b>  <b>2-2-1 適用規定</b>                      受注者は、設計図書において特に定めのない事項について、次の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。                      なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成30年3月）                      土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（平成30年3月）                      土木学会 コンクリートのポンプ施工指針（平成24年6月）                      国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について（平成14年7月31日）                      国土交通省 「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（平成14年7月31日）                      土木学会 鉄筋定着・継手指針（平成19年8月）                      公益社団法人日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事（平成21年9月）                      機械式鉄筋定着工法技術検討委員会 機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン（平成28年7月）                      流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会 流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成29年3月）                      機械式鉄筋継手工法技術検討委員会 現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン（平成29年3月）                      橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン（平成30年6月）                      橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン（平成30年6月）                      道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会 プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン（平成31年1月）</p>
文言修正	<p><b>2-3-3 配合</b>  <b>1 一般事項</b>                      受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティが得られる範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない</p>	<p><b>2-3-3 配合</b>  <b>1 一般事項</b>                      受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティをもつ範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない</p>

水道工事標準仕様書新旧対照表

備考	改正（令和8年4月）	現行（令和7年4月）																																								
適用すべき諸基準との整合	<p><b>2-4-4 材料の計量及び練混ぜ</b>  <b>2 材料の計量</b>                      表2-4-1 計量の許容誤差</p> <table border="1" data-bbox="593 380 1302 621"> <thead> <tr> <th>材料の種類</th> <th>計量値の許容差 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>骨材</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>混和材</td> <td>2※</td> </tr> <tr> <td>混和剤</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※高炉スラグ微粉末の計量値の許容差の最大値は、1 (%) とする。</p> <p>(6) 受注者は、各材料を、一<b>バッチ</b>ずつ重量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は容積で計量してもよいものとする。なお、一<b>バッチ</b>の量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、<b>練混ぜ</b>設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。</p>	材料の種類	計量値の許容差 (%)	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2※	混和剤	3	<p><b>2-4-4 材料の計量及び練混ぜ</b>  <b>2 材料の計量</b>                      表2-4-1 計量の許容誤差</p> <table border="1" data-bbox="1863 380 2573 621"> <thead> <tr> <th>材料の種類</th> <th>最大値 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>骨材</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>混和材</td> <td>2※</td> </tr> <tr> <td>混和剤</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※高炉スラグ微粉末の<b>場合は</b>、1 (%) <b>以内</b></p> <p>(6) 受注者は、各材料を、一練り分ずつ重量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は容積で計量してもよいものとする。なお、一練りの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、<b>練りませ</b>設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。</p>	材料の種類	最大値 (%)	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2※	混和剤	3																
材料の種類	計量値の許容差 (%)																																									
水	1																																									
セメント	1																																									
骨材	3																																									
混和材	2※																																									
混和剤	3																																									
材料の種類	最大値 (%)																																									
水	1																																									
セメント	1																																									
骨材	3																																									
混和材	2※																																									
混和剤	3																																									
適用すべき諸基準との整合	<p><b>2-5-4 打設</b>  <b>5 コンクリートポンプ使用時の注意</b>                      受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針（2012年版）5章圧送」（土木学会、平成24年6月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。また、受注者はコンクリートプレーサ、ベルトコンベア、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。</p>	<p><b>2-5-4 打設</b>  <b>5 コンクリートポンプ使用時の注意</b>                      受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針（案）5章圧送」（土木学会、平成24年6月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。また、受注者はコンクリートプレーサ、ベルトコンベア、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。</p>																																								
国の改定に伴い追加	<p><b>2-5-5 締固め</b>  <b>4 狭隘・過密鉄筋箇所における締固め</b>                      狭隘・過密鉄筋箇所における締固めを確実に実施するため、その鉄筋径・ピッチを踏まえたパイプレータを用いるものとし、その締固め方法（使用器具や施工方法）を施工前に施工計画書に記載しなければならない。</p>	<p><b>2-5-5 締固め</b></p>																																								
適用すべき諸基準との整合  国の改定に伴い修正	<p><b>2-5-9 養生</b>  <b>2 湿潤状態の保持</b>                      受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて、施工実績、信頼できるデータ、あるいは試験等により定めるものとする。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表2-5-1を標準とする。                      なお、表2-5-1に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>表2-5-1 コンクリートの<b>標準養生期間の目安</b></p> <table border="1" data-bbox="326 1671 1567 1885"> <thead> <tr> <th>日平均気温</th> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>中庸熱ポルトランドセメント</th> <th>低熱ポルトランドセメント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15℃以上</td> <td>5日</td> <td>7日</td> <td>3日</td> <td>8日</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>10℃以上</td> <td>7日</td> <td>9日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>5℃以上</td> <td>9日</td> <td>12日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> <td>※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※15℃より低い場合での使用は、試験により定める。                      注)寒中コンクリートの場合は、第9節寒中コンクリートの規定による。なお、養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。</p>	日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント	中庸熱ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント	15℃以上	5日	7日	3日	8日	10日	10℃以上	7日	9日	4日	9日	※	5℃以上	9日	12日	5日	12日	※	<p><b>2-5-9 養生</b>  <b>2 湿潤状態の保持</b>                      受注者は、コンクリートの表面を荒らさないで作業できる程度に硬化した後に、露出面を一定期間、十分な湿潤状態に保たなければならない。養生方法の選定にあたっては、その効果を確認、適切に湿潤養生期間を定めなければならない。ただし、通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表2-5-1を標準とする。</p> <p>表2-5-1 コンクリートの<b>標準養生期間</b></p> <table border="1" data-bbox="1614 1604 2683 1782"> <thead> <tr> <th>日平均気温</th> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15℃以上</td> <td>5日</td> <td>7日</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>10℃以上</td> <td>7日</td> <td>9日</td> <td>4日</td> </tr> <tr> <td>5℃以上</td> <td>9日</td> <td>12日</td> <td>5日</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)寒中コンクリートの場合は、第9節寒中コンクリートの規定による。なお、養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。</p>	日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント	15℃以上	5日	7日	3日	10℃以上	7日	9日	4日	5℃以上	9日	12日	5日
日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント	中庸熱ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント																																					
15℃以上	5日	7日	3日	8日	10日																																					
10℃以上	7日	9日	4日	9日	※																																					
5℃以上	9日	12日	5日	12日	※																																					
日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント																																							
15℃以上	5日	7日	3日																																							
10℃以上	7日	9日	4日																																							
5℃以上	9日	12日	5日																																							

水道工事標準仕様書新旧対照表

備考	改正（令和8年4月）	現行（令和7年4月）																																																				
適用すべき諸基準との整合	<p><b>2-6-3 加工</b>  <b>3 鉄筋の曲げ半径</b>                      受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、令和5年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p><b>2-6-3 加工</b>  <b>3 鉄筋の曲げ半径</b>                      受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、平成30年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>																																																				
国の改定に伴い追加	<p><b>2-6-5 継手</b>  <b>8 機械式鉄筋継手</b>                      (1) 機械式鉄筋継手工法を採用する場合は、「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン（平成29年3月）」に基づき実施するものとする。受注者は、施工する工法について必要な性能に関し、公的機関等所定の試験、評価が可能な大学や自治体、民間の試験機関を含む）による技術的な確認を受け交付された証明書の写しを監督職員の承諾を得なければならない。                      また、機械式鉄筋継手の施工については、以下の各号の規定によるものとする。                      ① 使用する工法に応じた施工要領を施工計画書に記載し、施工を行わなければならない。                      ② 機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・継手指針（令和2年3月土木学会）の信頼度はⅡ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従って施工管理を行わなければならない。                      (2) 設計時に機械式鉄筋継手工法が適用されていない継手において、機械式鉄筋継手工法の適用や性能を確保するために必要な継手等級を三者会議等を利用し、設計者に確認した上で適用すること。</p>	<p><b>2-6-5 継手</b></p>																																																				
国の改定に伴い修正	<p><b>2-8-2 施工</b>  <b>3 打設時のコンクリート温度</b>                      打設時のコンクリートの上限は、所定の品質を確保できる場合は 38℃とし、それ以外の場合は 35℃とする。</p>	<p><b>2-8-2 施工</b>  <b>3 打設時のコンクリート温度</b>                      打設時のコンクリート温度は、35℃以下を標準とする。コンクリート温度がこの上限値を超える場合には、コンクリートが所要の品質を確保できることを確かめなければならない。</p>																																																				
	<p><b>2-9-3 養生</b>                      表2-9-1 寒中コンクリートの温度制御養生期間</p> <table border="1" data-bbox="344 1350 1427 1686"> <thead> <tr> <th rowspan="2">5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生に想定される凍結誘拐の頻度</th> <th rowspan="2">養生温度</th> <th colspan="3">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) 厳しい気象条件</td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) まれに凍結融解程度の気象条件</td> <td>5℃</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 水セメント比が 55%の場合の標準的な養生期間を示した。水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する。</p>	5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生に想定される凍結誘拐の頻度	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種	(1) 厳しい気象条件	5℃	9日	5日	12日	10℃	7日	4日	9日	(2) まれに凍結融解程度の気象条件	5℃	4日	3日	5日	10℃	3日	2日	4日	<p><b>2-9-3 養生</b>                      表2-9-1 寒中コンクリートの温度制御養生期間</p> <table border="1" data-bbox="1617 1350 2700 1686"> <thead> <tr> <th rowspan="2">5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結誘拐の頻度</th> <th rowspan="2">養生温度</th> <th colspan="3">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) しばしば凍結融解を受ける場合</td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) まれに凍結融解を受ける場合</td> <td>5℃</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 水セメント比が 55%の場合の標準的な養生期間を示した。水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する。</p>	5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結誘拐の頻度	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種	(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9日	5日	12日	10℃	7日	4日	9日	(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4日	3日	5日	10℃	3日	2日	4日
5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生に想定される凍結誘拐の頻度	養生温度			セメントの種類																																																		
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種																																																		
(1) 厳しい気象条件	5℃	9日	5日	12日																																																		
	10℃	7日	4日	9日																																																		
(2) まれに凍結融解程度の気象条件	5℃	4日	3日	5日																																																		
	10℃	3日	2日	4日																																																		
5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結誘拐の頻度	養生温度	セメントの種類																																																				
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種																																																		
(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9日	5日	12日																																																		
	10℃	7日	4日	9日																																																		
(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4日	3日	5日																																																		
	10℃	3日	2日	4日																																																		